

平成21年8月28日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 一般質問
- 2 請願第4号 自主共済制度を保険業法の適用除外とすることを求める請願
- 3 請願第5号 中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める請願

本日の会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 請願第4号 自主共済制度を保険業法の適用除外とすることを求める請願
- 3 請願第5号 中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める請願

会議に出席した議員

1番	井 川 芳 昭	2番	清 原 良 典
3番	中 島 貞 次	4番	服 部 千 秋
5番	長谷川 原 司	6番	井 村 淳 子
7番	中 井 政 喜	8番	橋 本 恭 子
10番	花 畑 奈知子	11番	北 川 嘉 明
12番	上 田 富 夫	13番	村 田 興 亞
14番	桜 井 公 晴	15番	佐 野 芳 彦
16番	熊 谷 直 行		

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	上 田 眞 也	書 記	木 村 和 義
書 記	肥 塚 馨		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	首 藤 正 弘	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	寺 田 寛 文	総 務 部 長	佐々木 正 人
生活福祉部長	丸 尾 満	経 済 建 設 部 長	富 岡 慎 一
教 育 次 長	塚 原 二 良	財 政 課 長	香 田 大 然

（開議 午前10時00分）

○議長（熊谷直行） 平成21年第6回太子町議会定例会第2日目におそろいでご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから平成21年第6回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（熊谷直行） 日程第1、一般質問を行います。

質問されます議員諸君に申し上げます。

質問は一問一答方式で行います。質問、答弁が終わるまで一般質問席でお願いします。

なお、念のため申し添えますが、質問、答弁は簡潔明快にお願いします。

さらに、今期定例会では時間制により質問を行うこととなっておりますので、よろしく

お願いします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、清原良典議員。

○清原良典議員 2番清原です。通告に従いまして一般質問を行います。

いよいよあさって、政権選択なのか、政策選択なのか、世紀の国政選挙が実施されるわけですが、それをもかき消す芸能界の薬物汚染、朝から晩までノリピー、ノリピーとうんざりするぐらいのニュースの多さ。けさもテレビのスイッチを入れた途端にノリピー起訴とかで、そして選挙関係の報道。災害の話題など一つありません。マスコミの対応にもいささか疑問を持つところではありますが、近年地球規模での環境変化が起こり、海外はおろか国内全国各地での集中ゲリラ豪雨が頻繁に発生し、最近におきましては、7月末には中国・九州北部豪雨、そして引き続き今月の8日に陸地近くで発生した台風9号による県西部・北部豪雨と、立て続けにとうとい命、財産が奪われる結果となりました。特に佐用町の場合、町行政の避難勧告のあり方について今後波紋を呼びそうですが、これらは決して他人事ではありません。本町の今後の対応について伺います。

まず1番に、集中豪雨に対して避難勧告、避難指示を当然発令するわけですが、その場合、何を基準に行うのか。

2番目ですが、住民が危険を察知するための情報提供についてですが、佐用町では全世帯にケーブルテレビを通じて情報が入るようになっていたにもかかわらずあのような惨事が起きてしまいました。聞くところによりますと、雨の音が大き過ぎて聞こえなかったとか、また電池、電源が切れていたとか、一部このような話も聞くところですが、情報提供の方法を伺います。

3番目に、住民の命を守るためには情報伝達や避難誘導に当然従来以上の迅速さが求められるわけですが、防災体制が生活環境課から企画政策課に移管された今、危機管理体制がどのように強化されたのか。

また、これを契機に地域防災計画の見直しについてはどのように考えておられるのかお尋ねをします。

4番に、佐用町では雨の降り始めの8月9日の降雨量が326.5ミリに達し、観測史上最大を記録したとあります。ちょうどこの質問書提出の21日の神戸新聞の情報ですが、万が一太子町でこの状況が起こっていた場合の被害予測並びに避難先、避難経路、またこの太子町役場の冠水はどの程度を予測されているのか伺います。

5番目に、ハザードマップ、防災マップ、各家に配られてる、これですね、それと自治会にこのような、各自治会ごとに防災マップが配られると聞いております。これにより危険箇所の情報が各地区に通知はされているようですが、私のように前役員より引き継ぎがきっちりと行われておらず、各自治会の危険箇所が示されているマップが公表されず、各自治会員に周知徹底されていないのはいかと思われま。町民の命と財産を守ること、これは行政に課せられた最も基本的な使命であると思います。

そこで、要望ではありますが、町民各人にわかるように、町ホームページ上で明らかにしていただきたいが、いかがですか。

また、特に集中豪雨に対する浸水対策について、太子町には東に大津茂川、西に林田川を有し、過去には両河川とも災害に遭った経緯があります。河川整備並びに雨水整備の状況を伺います。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） まずは、避難勧告、避難指示を発令する場合の基準ということでございますが、洪水に関しましては、大きな被害が想定される浸水想定区域につきまして、避難判断水位等を指標としまして、上流における状況や气象台、河川管理者からの情報、また町内各所を巡回することによって得ました情報等を総合的にかつ迅速に判断いたしまして発令することとしております。

特に重要なのは河川水位でございまして、

本町に関連するこの林田川、大津茂川における水位の基準観測点は、林田川では誉、大津茂川では勝原になりますが、避難勧告等の基準となる水位につきましては、林田川は1.9メートル、大津茂川は3.3メートルに達した時点で避難勧告を。また、はんらん危険水位につきましては、大津茂川は4メートル、林田川につきましては明示はございませんが、それに達した時点で避難指示を発令するというようにしております。

水位の状況につきましては、河川管理者から衛星ファクスによる連絡とともに、フェニックス防災システムでも約1時間ごとに更新される最新情報によりまして把握をしております。

次に、住民が危険を察知するための情報提供ですが、避難準備勧告、避難勧告、避難指示等お知らせするためには、太子町災害対策本部によりまして、広報車による巡回、戸別巡回、自治会放送の依頼等行うとともに、たつの市消防本部、太子町消防団に消防自動車等によるサイレンでの巡回広報、戸別巡回、たつの警察署によるパトカー等による巡回を要請いたしまして住民の皆様へ伝達するというようにしております。

今後さらに速やかな情報伝達を行うためには、防災行政無線等の整備や、ひょうご防災ネットによる個人登録者向けにメールを配信する方法ということもございますので、引き続き検討を行っていきたいという考えでございます。

次に、防災体制が企画政策課に移管され危機管理体制がどのように強化されたのかということでございますが、収集しました情報をもとに速やかな判断を行うという点で、21年4月から町長の直轄の指示、命令が迅速に行える体制というものをとったものでございます。

今回の台風9号災害におきましても、8月9日から10日にかけて、町内の状況確認や被災市町への支援体制等についても、秘書広報係と連携することによりまして町長の意

思を内外に迅速に伝達ができ、速やかな対応がとれたと思っております。そういうことで危機管理体制が強化されたということでございます。

防災計画の見直しにつきましては、19年度に大幅な見直しを、所管がえ部分を21年度に実施をしております。今後検証される台風9号災害、近年多発しておりますゲリラ豪雨等の状況を踏まえまして適宜見直しを図っていききたいという考えでございます。

その次に、太子町で起こっていた場合の被害予測ということでございますが、太子町洪水ハザードマップでは、大津茂川、林田川流域に100年に一回起こる大雨といたしまして、大津茂川は時間雨量66.2ミリ、林田川は196ミリの日雨量に達した時点で堤防が破堤したと想定して浸水範囲を示しております。この場合の浸水想定は、石海地区の吉福南付近が2メートル程度、沖代、岩見構が50センチから2メートル、福地南付近と太田地区の町与、田中、東出ヶ丘、北村、沼田、上太田付近で50センチ程度ということになっております。今回の佐用町のような大雨による被害想定は行っておりませんが、1日の総雨量においてはハザードマップ想定1.6から1.7倍の雨量があったという点からかなりの被害が出るものと予測されます。避難所では町内23カ所のうち太田公民館、南総合センター、太子東中学校などへの避難が困難であるということが考えられることから、避難経路におきまして多くの箇所誘導に注意していく必要があると思われます。

次に、町民各人にわかるようホームページで明らかにしていただきたいということでございますが、この防災マップは洪水ハザードマップの作成と同時期に各自主防災組織が把握されている詳細な情報を落とし込んで作成をいたしております。洪水ハザードマップの全戸配布にあわせまして各自主防災組織へ配付しているものでございます。今後ホームページの掲載につきましては、防災マップを作成するに当たりましては各自治会にいろんな

意見を聞いておりますので、そういったものも考慮しながら慎重に検討を進めていきたいというところでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 河川整備につきまして、河川整備並びに雨水整備につきましてお答えいたします。

河川につきましては、林田川は国土交通省が管理しておりまして、大津茂川は兵庫県が管理しております。整備状況につきましては、昭和51年の17号台風後、河道や河床及び堤防等の整備を実施し、おおむね完了しているのではないかとこのように考えております。

太子町におきます雨水整備につきましては、それも同様に51年当時から順次整備を続け、約50%程度の完成を見ております。その中で汚水事業もおおむねめどがつきましたこともありまして、今後は雨水整備に着手していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 清原議員。

○清原良典議員 詳しく説明していただきましたが、ハザードマップに詳細に書かれと言われましたが、もう一つそうとも思わぬのですが、昭和51年9月の災害を基準として、生活環境課が平成19年から危険箇所の調査をするために各自治会に聞き取り調査をして防災マップをつくったと聞いております。そして、このように各自治会に渡しているようですが、余りこの周知されていないように思います。私自身、この佐用の災害があった後に慌てて自治会で防災訓練、図上訓練、ディグ、ディグというんですかね、それをこの9月12日に行うように慌てて作業したところですが、どうもちょっと聞くところによると全自治会への周知がまだもう一つされてないんじゃないかということを聞いております。

それと、林田川、国交省、大津茂川は兵庫県が管轄されているのは理解するところです

けども、この数年前に上郡から有年あたりが水害に遭ったことがあります、河床高が暫定高であったため多くの家屋が床上浸水などの被害に遭われ、以後河床掘削をし完成断面に上げたため先日の豪雨には有年あたりでも床下浸水で済んだと知人から聞いております。林田川、大津茂川ともに暫定的な河床高ではないのでしょうか。完成まで終わってんでしょうか。その辺を1点お聞きします。

また、太子西中学校あたりが大雨に遭うと浸水するという現状は多くの者が周知するところですが、8月11日の経済建設常任委員会でも前日の9日、10日の件で太子町内での状況を説明していただいた経緯もありますが、あの気象レーダーで真っ赤に示されていた豪雨地域がこの太子町に来ていたらとぞっとするわけですが、この西中の付近はあのままですと何らかの被害が出ていたと思われます。以前の常任委員会でも出たことですが、太子西中のグラウンドを利用する調整池の検討ですが、これを含め、現在のマップに図示されている避難所並びに避難経路の再点検は早急に行うべきではないでしょうか。お伺いいたします。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

林田川の河床が暫定的かどうかというご質問でございますけども、以前私が国土交通省、当時建設省ですけども、聞いてますのは、やはりJRの本線、山陽本線がどうしてもいわゆる橋脚がネックになってるといったことから暫定断面ではあるというふうには聞いております。それ以降、片吹井堰の辺も若干高いんじゃないかと。それより北に関して、いわゆる阿曽井堰と荒河井堰、あの辺につきましては、当時小さい井堰があったんですけども、今は同様の堰高ではなしに倍以上の堰高になって河床をかなり下げていると。それともう一点、たつの市側になるんですけども、姫新線、これにつきましても当然いわゆる橋脚の根が浅いといえますか基礎が浅く

て、暫定的な形になってるということで、堤防等につきましては十分整備されているんですけども、部分的には暫定的になってるというふうには聞いております。

大津茂川につきましては、そういう情報はちょっと入っておりませんけども、以前から比べたら、当然当時の井堰の関係を調べてみたら、やはりかなり深くなってるというのは現状でございますし、上太田付近ではやはり土砂がたまった時点で河床の掘削等もなされております。

それと、太子西中近辺の浸水の件でございますけども、今言われてましたように調整池につきましては、いわゆる今現在行っております雨水の基本計画の中でもそういうことも十分検討しながら、すぐには対応はどうかと、財政的な面でどうかと思っておりますけども、やはり下流側から順次やっていく必要があるんじゃないかというふうには考えております。ですから、西中付近とか、ほかのルートも考えたり、いろんなルートを考えながら検討していくといったことでございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 防災マップ、ハザードマップの周知が足りないのではないかとございまして、ハザードマップにつきましては、住民の皆さんに一人ひとりに多く関心を持っていただきまして、気象情報に注意していただくとともに、ふだんからお住まいの地域の危険箇所を把握していただくということで、ホームページや「広報たいし」によりまして啓発の推進を行いたいと考えております。

防災マップにつきましては、やはり防災マップ作成に当たりまして各自治会から収集しました情報につきましては、各その自治会のいろんな事情がございまして、他の自治会に対しまして知られたくないというような内容のものもございまして、したがって、各自主防災組織にお配りさせていただいてます防災マップにつきましては、同じ1枚の中に3

自治会、4自治会が入ってございまして、知られたくないという情報につきましては、近隣の部分につきましては消去させていただいてお配りしてるという状況でございますので、これにつきましてはなかなかホームページなりで住民に啓発を兼ねてするという、情報提供するということまではいろいろと問題があるということでございまして、今後また検討していきたいということでございます。

○議長（熊谷直行） 清原議員。

○清原良典議員 やはり自治会単位で難しい問題があるなということを実感しました。時の流れとして耐震補強工事も急務ではありますが、この防災の見直しも待ったなしです。台風シーズンを迎える時期でもあります。早急に町民の安全を守るための対策を要望しておきます。

続きまして、今定例会での平成20年度決算を踏まえ、今後の財政見通し並びに今後太子町が目指すべき将来像について伺います。

まず1番に、昨年度の段階でも太子町と同規模の自治体と比較した場合、基金残高は大変低額であったと記憶しておりますが、基金が底をつくと言われた平成23年度を目前に控え、現在の財政状況で町政は今後も運営できるのか伺います。

2番目に、先ほどの質問も踏まえ、将来的に町政運営が困難となるおそれがある場合、新たな財政負担、あるいは他市町との合併、あるいは連携は視野にあるのか伺います。

最後に、本町においても今後数年で多数の職員が定年退職を迎える予定ですが、それにより専門職員の不足などで住民へのサービス水準の低下など、適切な行政対応が果たしてできるのか。私自身が技術者として長い経験がありまして、その中から危惧するわけですが、特にスペシャリストが必要とされるインフラ施設の適正な維持管理のためには技術力の確保が重要であると思われます。土木技術職員の確保とともに、技術取得、継承等人材育成にどう取り組んでおられるのか、後継者

づくりが早急に求められるわけですが、今後の対応策を伺います。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 現在の財政状況で今後も運営できるのかということでございますが、今次定例会におきましても財政健全化比率等をご報告させていただきましたところでございます。この数字的には特に際立って悪い数値ということではございませんでした。町としましては注意しなければならないというのは、その数値に一喜一憂するのではなく、平素から儉約を旨とする姿勢がやはり息の長い、しっかりとした町政を続けていけるものと信じております。今後も堅実な町政運営に努めていきたいと考えております。

次に、将来的に新たな財政負担、他市町との合併、連携は視野にあるのかということでございますが、新たな歳入の確保につきましては、第4次行政改革大綱にもうたっておりますように今後検討する必要はあります。しかしながら、新たな歳入の確保は住民の皆様に負担を強いるものであり、慎重な検討が必要となってきます。単に財政状況改善の目的のみで検討するのではなく、少子・高齢化社会の行政需要に対応し得る、足腰の強い財政体質の構築、受益者負担適正化の観点から中・長期的な視野でもって検討していきたいと思っております。

市町合併につきましては、合併の適否につきましては、単に財政問題だけではなく、合併後の自治体が提供する行政サービスと現太子町の行政サービスとの比較、あるいは住民の皆様の生活圏の問題、そういったものを総合的な観点からの検討が必要となってまいります。財政面につきましては、先ほど危機的状况にあるわけではないという旨の答弁をしておりますが、現段階におきましては、太子町としましては市町合併の必要はないであろうという考えでございます。また、将来の議論につきましても、もし仮にその必要が生じた時点では、財政問題だけではなく、総合的な観点から検討していきたいという考えでござ

います。

次に、後継者づくりが早急に求められるが今後の対応はということでございますが、職員の採用につきましては、定年等による退職者の状況、行政事務の執行状況、今後予想される事務事業の推進、住民ニーズの動向及び財政状況等を総合的に検討して、毎年定員管理計画を定めて実施をいたしております。

専門職員につきましては、最近の制度改正、住民ニーズを踏まえまして、保健師、介護福祉士、管理栄養士等を採用し、高齢者福祉や健康増進等の施策に対応いたしております。

土木技術職員につきましては、下水道等のインフラ整備の完了、また厳しい財政状況等に伴う公共工事の減少によりまして土木技術職員が飽和状態になり、一部の職員は事務系業務への転用をいたしております。

こうした状況の中におきましても技術取得、継承等の人材育成につきましては、中堅職員を中心としまして、兵庫県まちづくり技術センター等の研修に派遣し、土木技術の向上に努めております。

今後、技術系職員の退職の状況、業務の状況等を勘案いたしまして任用等を考えていきたいという考えでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 清原議員。

○清原良典議員 お答えの中で安心する部分もあったわけですが、福祉関係の専門職とか事務職の補充は常に確認はしとんですが、私も長い間土木を中心に建設業に携わってきたわけですが、特に技術畑の職員とも顔なじみになり、また経験上職員を育成する苦労も十分理解するところなんですけど、小林君から下がどうも入ってこないように認識しとんどすけども、確かに公共工事もピークを過ぎて技術者もそれほど要らないといえはそういうことになるんですけども、3年後の平成24年には今の課長クラス以上が退職され、私の年でさえ5年後です。今、技術を持っとられる方々がたしか20人ぐらいと把握しとんどすけ

ども、いろいろ給食センターにおられる方、斎場におられる方、福祉センターにおられる方、さまざまですが、七、八年後には半数近くが退職されるわけで、職員の心配までしてもらわなくてもええと言われるかもわかりませんが、その辺で補充されないわけが、近い将来やはり合併を視野に入れているのかなあと思うところです。私の経験からいきましたら、高校の先生から何人か就職を頼まれて何年も何年も協力してきたんですけども、1人の技術者を育てんの結構な年月と金がかかります。三、四年してやっと仕事を覚えてくれて一本現場を任せようと思たら、1万円ほど給料がええとこにかわってしまう。怒ったら次の日から会社に来ない。いろいろとつらい経験もありますが、本当に1人の技術者を育てるにはそうやすやすとできないということ身をしみて経験しておりますので申すんですけども、いずれにしても人材育成、後継者づくりは非常に大事なことで、その辺について再度伺いをいたします。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 職員の事務、技術、そういうものにつきましても当然定員管理計画というものを計画いたしております。その中でもって採用、技術、そういう専門職的な者の採用ということを決めております。したがって、現在は技術職の中で管理職になりましたら事務的なものの比重を占めました業務をさせておりますが、太子町の場合事業課というものの数の数がしておりますので、当然事務のほうへ転用という形になります。その中でもって現在おる技術職員の補充といたしましては、その定員管理計画の中でもって採用というものを決めていきたいということでございます。事務職につきましては毎年度の採用がございしますが、技術職につきましてはやはり隔年ごとというんですか、3年置きとか、そういった中で計画を立てるということでございます。

○議長（熊谷直行） 清原議員。

○清原良典議員 わかりました。

以上をもって私の質問は終わるわけですが、一言、意見も答弁も要りません。

私は以前から教育委員会が長年継続されております人権学習に異論を唱えている一人なんですけども、異論を唱えもって助言者を頼まれてやっとなるわけで、何のこっちゃということにもなるんですけども、圓尾哲一前教育長はこの議場で最後のあいさつで大変ショッキングなことを言われました。人の過ち、ミスを物陰に隠れて見ていた者がいた。私は恩師である圓尾先生が何でこんなときにと驚いたわけですけども、法律を犯せば罰せられるというのは当然のことです。しかし、倫理とか人権とかは非常に難しいグレーゾーンのところがあります。継続することは学びであると言われて今日も人権学習を続けておられますが、寺田教育長は教育には6つの大事な柱があるとたしか言われたと思いますが、以前から不祥事が多く、また今回も大変なことが起こっております。だれもが今どこに落としどころをつくるのかと注目をされております。間違いのない判断をされ、人権教育においても新しい風を送り込むべきではないでしょうか。そして、近い日に訪れるであろう新型インフルエンザ、的確なる指導のもとに徹底また改善されることを要望いたしまして私の一般質問を終わります。

○議長（熊谷直行） 以上で清原良典議員の一般質問は終わりました。

次、橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 橋本恭子、通告に従いまして一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

まず初めに、ハートマークの緊急安心カードについて伺います。

ひとり暮らしのお年寄りが急に体調が悪くなって救急車に来てもらった場合、緊急安心カードがあるとすぐ病院へ搬送されて、医師の対応が早く、命が危ないときでも助かる率が高いと思われます。

今年の5月ごろNHKテレビで、小樽市の例で、民生委員さんの発案で、ひとり暮らし

のお年寄りを地域で見守り支えるために、行政と民生委員と消防署と警察署と連携を取り、ハートマークの緊急安心カードをつくり、住所、氏名、生年月日、血液型、かかりつけの病院、常備薬、アレルギー、健康保険証番号を書いて、この容器ですが、このカードを100円ショップで売っている――105円ですが――プラスチックのケースに入れて冷蔵庫に保管しておく。消防署と協議して冷蔵庫の扉にハートマークを張り、カード保有者を一目でわかるようにする。いざというとき慌てて保険証が見つからないこともありますので、保険証のコピーを入れることも必要かと思えます。

太子町においては平成21年度、町長施政方針の中で、平成21年度から安心見守りコール事業として、看護師の専門スタッフが24時間体制で待機する受信センターへ電話回線を利用した端末機を通していつでも相談でき、受信センターからも定期的に安否確認を実施し、緊急時は受信センターから消防署に救急搬送を要請することもできる事業を開始しますとありましたが、もう開始されたと聞いております。緊急通報装置が電話回線を利用した端末機になるので、90名の方が変更されたと聞いております。

救急車が来ても話せないとき、このカードがあると安心です。全国的に広がりつつあって、10カ所ぐらいしているそうです。プラスチックケース、100円ショップで105円で買えます。たとえ100名の方に配付しても1万500円で、お金もかかりません。導入したらいかがでしょうか。それについて伺います。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） お答えをいたします。

万が一の救急時の状況はだれもがパニックになりまして、なかなか冷静に行動ができるものではないということはただいまご指摘のとおりかと思われます。

そこで、迅速な対応ができるということで非常に評価が高まっております小樽市の例を

もって今ご紹介をいただきましたが、本町におきましては、この小樽市がやっておられます緊急安心カードに似ました緊急連絡票を既に8年ほど前から社会福祉協議会のほうで取り組んでいただいております。小樽市のように冷蔵庫での保管ではございませんで、うちの中のよく目につくところに掛けていただくと、B4サイズの大き目の厚紙の緊急連絡票でございます。

本日のこの機会に、ひとり暮らし高齢者の緊急時必要な内容につきまして、高齢者福祉を持っておりますさわやか健康課と救急隊の太子消防署、それに緊急連絡票の取り組みをしていただいております社会福祉協議会等々の関係機関で協議を行いまして、現行の緊急連絡票のコンパクト化、また保管方法の見直しなど、リニューアルというふうに向けまして検討を加えたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 橋本議員。

○橋本恭子議員 私は、社協がさわやか健康課とタイアップしながら消防署と連携を取り、そういうカードというんでしょうか、家の中でよく見えるところに置いているというのは初めて聞きましたので、やはり町民の方はそういうことを知られておりませんので、周知が徹底してないかと思えます。私、このテレビを見たときに、ああ、いいことだなと思ったんですが、まさか太子町で8年前から取り組まれてそういうことがなされてるなんて、報道がもっとされてたらよかったんじゃないかな、皆さん周知していただくほうがいいのかなと思えます。

それで、今、8年前から取り組んでいたということですが、社協がどのような、何人ほどに今そういうカードを出されて、最初の、これは小樽市の例を私は言ったわけですが、発案というんでしょうか、どういう、民生委員さん、ここは小樽市は民生委員さんの発案でこういうカードができておりますが、それについての最初、発足というんでし

ょうか、そのときの経緯というんでしょうか、それについて伺います。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 私も詳しくはわからなかったんですが、聞きますと、8年ほど前から民生委員さんと共同というような形で取り組みがされたということで、まず安否確認というんが一つの行われておる基本でございまして、そこにこういった緊急時の連絡票を加えた形になったというふうに聞いております。ちょうど毎年1回、ひとり暮らしの高齢者の方々に安否確認も含めまして、お誕生日に善意銀行からお祝い金の配付といたしますか、をさせていただいております、その方々が今で大体450弱というふうに数は聞いとるんですが、大体その450弱程度がこういった緊急連絡票を掲げておられる。中にはどっかに紛失された方もあるかと思いますが、年一回はそれらの確認もされておるように思います。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 橋本議員。

○橋本恭子議員 なかなかいいことで、年一回ぐらいな、お誕生日に善意銀行がちょっとお祝い金を持っていかれて、450名の方に安否確認というんでしょうか、それをされるということですが、平素民生委員さん回ってくださってるので、ひとり暮らしのお年寄りは安否確認ができるかなと思いますが、この小樽市の例は冷蔵庫に入れてて、今見せましたように住所、氏名、生年月日、血液型、かかりつけの病院、常備薬、アレルギー、健康保険証の番号が書かれてあるので、やはり即お薬の感じからお医者さんにわかるわけで、消防署の人結構わかるので、常時冷蔵庫にハートマークをつけていただいて、そして置いていただいて、もっとお一人おひとりが安心して、救急車来ていただいたときにすぐわかるような状態にしてほしいと思います。

それで、一つの例ですが、もう一つは違うとこなんですが、地域で見守ろうということで黄色い旗を、子ども110番みたいな旗なん

ですけども、朝ちょっと玄関先に出してて、晩、夕方お年寄りが入れとくということで、安否確認をするために地域でそういう支え方をしているという例も出ておりました。それで、私はやはりできるだけ65歳以上でも急にひとり暮らしされて亡くなる方、例えばこの間テレビで言うてましたように女優の大原麗子さん、62歳がだれにも気づかれずに死後何日かたっていて、弟さんが連絡してやっとわかっていただいた、そういうふうなことがあるようなので、やはり太子町においては地域で見守り支えてあげたいので、どうしてもこのお金のかからない、ぜひとも早急に緊急安心カードを導入してくださって、強く即していただけることを要望いたしまして次の質問に入ります。

豪雨災害の支援について伺います。

この災害で亡くなられた方に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、また被害に遭われた方に災害お見舞い申し上げます。

それでは入ります。

熱帯低気圧から発達した台風9号が8月8日と8月9日に来て、9日夜、近畿、中四国に被害をもたらした豪雨で、兵庫県佐用町、朝来市で避難途中住民が一気に増水した川に流されました。16日の新聞によると、兵庫県では佐用町、死亡者18人、行方不明2名、朝来市、死亡者1名、豊岡市、死亡者1名、岡山で死亡者1名、徳島で死亡者1名ということで、15日午後11時ごろ各県警の調べによって死亡者がたくさん出ております。

佐用町は被害が大変大きいため、20日の新聞によりますと、県の災害対策本部会議によると、佐用町のはんらんなどによる被害は道路や橋、堤防など1,214件で、計約114億円に上ると被害報告されております。国に災害復旧の支援を求めています。太子町の住民の方が、近隣でこんなに大きな被害が起きて、宍粟市や佐用町に新聞とか広報で行政として何か支援してるのかな、報道がないのでわからないんだけど心配されています。

それで、1点目伺います。町として豪雨災

害が発生してから支援状態をどのようにされているでしょうか。

2点目、町として今後はどのように対策というのでしょうか、この災害について考えているか。

3番目、太子町防災計画、先ほどの清原議員でも言われておりましたが、大丈夫でしょうか。そこについて伺います。この防災計画については、この間「広報たいし」の8月号で、町を襲う危機への備えということで、地域の防災力で川島と北之町の自主防災組織の活動状況が掲載されておりましたが、避難誘導に対する体制を整えているとか、毎年外部から講師や消防署の署員を招いて防災の学習をしているとか、そういう状況は書かれておりましたが、それについて伺います。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 豪雨災害が発生してから支援状態、状況ということでございますが、町としましては、支援に対しましては、大きく分けて、まず1つ目として物資の支援、2つ目に人的支援、3つ目にボランティア等への支援と、この3点について行っております。

まず、物資につきましてでございますが、佐用町の被害が明らかになりました8月10日の午前中には西播磨地域災害時等相互応援に関する協定というものがございます。それに基づきまして要請のありました飲料水と毛布、飲料水につきましては2リットルのペットボトルを328本、それと毛布200枚でございますが、それを積み込みまして職員が現地へすぐ搬送いたしております。

8月12日には兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定に基づきまして、県から依頼のありました軍手、マスク、アルファ化米を8月14日に直接搬送いたしております。

次に、人的支援でございますが、これにつきましてはまず給水支援ということで、8月10日の午前中に要請のありました兵庫県水道災害相互応援に関する協定というものがございます。それに基づきまして、現地対策本部

より水道が復旧したことにより要請がなくなります8月18日までの間、給水車1台と2名、延べ16名でございますが、職員を派遣いたしております。

廃棄物処理に関しましては、西播磨地域災害時等相互応援に関する協定、これに基づきまして、12日から3トンダンプ2台と人員5名を毎日派遣いたしております。8月26日まで継続をいたしております。

27日以降につきましては、向こうからはもうよろしいという返事をいただきまして中止をいたしております。

それと、被害認定事務ということでございまして、これは被災市町より兵庫県市町振興課を通じまして要請のありました被害認定関連事務の可能な職員の派遣の要請がございました。8月19日に2名を派遣いたしております。

それと、罹災証明補助業務ということで、罹災証明発行の補助事務につきまして、これは29日になるわけでございますが、あすに2名派遣予定ということでございます。

それと、ボランティア等の支援といたしましては、消防団、日赤奉仕団、公共的団体が行うボランティア活動におきまして、現地までの輸送や現地におけるボランティア登録等の調整を行っております。

今後どのように町としてするかということでございますが、今後も要請があれば人員、物資について可能な限り速やかに支援を行う予定はいたしております。

それと、太子町防災計画は大丈夫かということでございますが、現時点での防災計画につきましては機能するであろうと思っております。しかしながら、近年実際に近隣でこういった大きな災害が起こっておりますので、そういう災害をこうむっていない町といたしましては、新たな災害の検証結果を教訓としてとらえながら、そういう防災計画につきましてはの時点修正を行っていきたいという考えでございます。

それと、自主防で川島と北之町でしたが、

その体制ということでございますが、これにつきましては各地区の自主防災組織に啓発をいたしまして今後強力に推し進めていただきたいというような啓発を行っていききたいということでございます。

○議長（熊谷直行） 橋本議員。

○橋本恭子議員 丁寧に説明ありがとうございます。

支援については物資、人的、ボランティアということで、県のほうからは物資の要請があって、宍粟と佐用町にサージカルマスクとかタオルとか、それからアルファ化米というんでしょうか、それからぞうきんとかということも聞いておりますが、そういうのもやはりあったんでしょうか。

それと、今、毎回というんでしょうか、ダンプが8月29日でしょうか中止ということでよかったなと思っておりますが、この災害についてはテレビでも出ておりますように中心部だけが十分整備されているような気がしますが、まだ僻地というんでしょうか、山のすその辺はまだ大変な状態だと聞いております。それで、今清原議員が一応たくさん聞かれて重複していた部分があるんですが、やはり町民の方は新聞にも広報にも見ても何にも太子町はしてないのかなあとかという声をたくさん聞いてて、いや、しとってんですよということで私もよく言ってましたが、やはり近くでこんな大きな被害があるとみんな自分のことのように思えて、ほいでもう助けてあげたいというのがたくさんあったと思います。それで、この間、ちょっと新聞によりますと消防団の人が行方不明の方を警察とタイアップしながらお二人を捜している状態で、まだ見つからないとか、そういうふうに書いてあるわけですが、できるだけ今後の要請、人的に要請があれば協力を、この役場の職員の方も大変であらうかと思いますが、できるだけ協力していただいて早く復興できるように、これ指示があると思いますが、できるだけ大変なんですけど協力というんでしょうか派遣していただきたいと思いますけど、もう

少し2番について説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 今後どのように町としてするかということでございますが、これは被災地からの要請、要望と支援、供給、そういったものには時間とか数量の差がございまして、現地で混乱を招いてきたという阪神・淡路大震災以後多くの災害における教訓から、現在ではその支援につきましては都道府県や広域行政圏等の単位での要請、要望を受けて、そういう整理をしながら人員や物資の派遣をしていくということになっております。したがって、太子町につきましても当然そういった協定に基づく中で体制を整えて、できる限りの支援をしていきたいということでございます。

○議長（熊谷直行） 橋本議員。

○橋本恭子議員 それでは、大変かと思いますが、51年の災害のときも大変でしたので、今清原議員が言われたように、お一人おひとりが防災のときの行政に係る公助には限界があると思いますので、みずからも生命を命を守るために自力や地域の力が助け合う協力、共助も必要かと思っておりますので、みんなで災害についてもう一度再度見直して勉強したり、それから体験があるときは参加するようにしたいと思います。今後ともそういうふうな訓練をしていただいて協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。質問終わります。

○議長（熊谷直行） 以上で橋本恭子議員の一般質問は終わりました。

次、中島貞次議員。

○中島貞次議員 では、3番公明党中島貞次でございます。通告に従って質問いたします。

まず初めに、8月9日、西播磨を襲った集中豪雨によりまして佐用町を中心に多数のとうとい命が犠牲になったことに対しご冥福をお祈り申し上げます。また、被災された多くの方々に対しお見舞い申し上げます。そして、一刻も早い復興を願いたします。

まず、初めの質問に移りますが、緊急メールについてであります。

以前本会議で、学校からの連絡で携帯メールへのそのメール配信についての実施を要望いたしました。その後の経過、進捗ぐあいについてまず1点お尋ねいたします。

2点目として、先ほども述べましたが、今月9日、播磨南西部を中心に豪雨被害がありまして多数の犠牲者が出ました。私自身8月10日、11日に現地に入り、救援活動を行ってきました。そこでは家屋が流されたり、壊滅状態になった現場を見て、改めて阪神・淡路大震災以来の自然の脅威をまざまざと実感した次第であります。家屋が流されたり、そのような現場をつぶさに見て感じたことは、一刻も早い情報発信の必要性を感じました。

そこで、このような場合に大雨、洪水等の警報あるいは避難勧告等の警報等出たならば、町として速やかな対応をとるためにもメール配信による防災緊急情報を各個人に知らせてはどうかと思います。

先日の委員会でも、河川の場合、龍野土木事務所から水防指令が出まして、先ほど3段階詳しく総務部長言われましたけども、太子町災害対策協議会で審議され、避難勧告等の勧告が出ると。それから、各自治会で自治会放送並びに町より災害広報班が出て町民に知らせるということをお聞きしました。

ところが、日ごろ実感しておりますが、窓を完全に締め切った場合に自治会放送が聞き取れない。パトカーのサイレン、消防車の警告灯の音は聞こえますが、例えば最近選挙広報の車が走っておりますが、窓を閉め切った状態で何か通っていたなという程度にしか聞こえない場合があるわけです。しかも、家の場所によっては非常に聞きづらいという場合があるわけですから、直接メール配信すれば各個人にそういう情報が入るというふうに思うわけです。

特に最近は女性の方でも、後ほど女性の問題が出てくるんですけども、女性の方でも仕事に出て働いておられる、24時間、今は朝出

て夜、夕方帰ってくるという仕事ではありませんし、夜出て夜帰ってくるという仕事の方もいらっしゃるし、そういう意味で仕事中でもそういう緊急の避難メール等があれば即刻家に連絡をとって、気づけなさいよという方法もとれるわけであります。

ですから、情報というのは必ずこれをすればすべて住民の方に情報が知れ渡るというものではなく、2つ、3つ、4つ、いろんな情報を与えることによって周知徹底できるというのが現実の姿ではないかと思しますので、そういう防災に関してもその体制整備についてお尋ね申し上げます。

現在、私は前回の本会議でも申しましたが防犯ネットを登録しておりますが、ほとんど毎日何か事件があれば入ってきます。先日も系井でちょっと事件がありましたけれども、そういう感じで、あ、メールかな、議会からメールかなと思うと防犯からのメールやったというふうな感じで、非常にそれを見ることによって安心しますので、その体制整備についてお尋ね申し上げます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） お答えをさせていただきます。

学校からの緊急メールについてでございます。これにつきましては、6月の議会に緊急メールによる情報発信についての一般質問をいただきました。学校での携帯緊急メールの活用を研究していきたいというようなご答弁をさせていただいたところでございます。その後、校園長会において携帯の緊急メールの問いかけをいたしました。緊急の連絡は時間短縮ができます。迅速性のある有効な手段との認識はされておりましたが、その中で導入の経費、また管理の経費、また情報管理等整理する問題があるということで、近々に整備との意見の集約にはならなかったというところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） メール配信の体制の整備ということでございますが、本町におきましても近年短時間に集中的な雨量を記録することが多くなっております。その速やかな情報伝達手段として、ひょうご防災ネットに参画し、個人で登録してもらう形の携帯電話のメールによる緊急情報の提供も引き続き検討していきたいとは考えております。

メール配信につきましては、携帯電話所有者、メール利用者、メール配信登録者に限定をされてしまいます。現在でもその登録者数が少ないということが問題となっておりますので、地域防災計画にうたわれております広報車の巡回、自治会放送の依頼、各関係機関等の協力を得て行う戸別巡回などの基本的な対応の補助的役割としてのメールの体制整備ということで、引き続き検討のほうを進めていきたいということでございます。

○議長（熊谷直行） 中島議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

まず、初めの学校からの連絡の携帯メールですが、この携帯メールについては、まず一つは保護者の方が安心できるということです。ある家で、ある家庭の子供さんですけども、予備校へ行っていますと。本当にその子が、近くの予備校であればいろんな情報が入って、来ているよ、来ていないよとかというてあるんですけども、遠い予備校へ行きますと、本当に行っているのかどうかというのが不安になる場合があるわけです。朝出て夜帰ってくるという生活を送っているわけですが、行ったふりしてどっか行っとなっちゃうかというふうなこともありますんで、その場合には必ず予備校から本日は休んでいましたよとかというふうな情報が入ってくるわけです。これは予備校の例なんですけども、そういう意味で学校と家庭と、家庭、保護者ですけども、保護者とのタイアップが、文書であれば1日どうしても遅くなっちゃうという意味でメール配信という、メールによる連絡、相互の連携というのが非常にスピーディーであり、あるいは子供さんの事故を未然に防ぐ

意味でも大変重要ではないかというふうに考えております。そういう意味で、今後もまたさらに校園長会等通じて検討お願いしたいと思いますが、その点について答弁お願いします。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） このたびのこの新型インフルエンザの関係でも、今現在のところでございますと電話による保護者から保護者へというような、そういう連絡網でもって対応してきたところでございます。

校園長会では、この中で話が出したのは、経費もかかってくるというようなこともございますので、これは今議員さんからも言われましたように、保護者また教員からの今後の機運といいたし、今の状態でどこまでいけるのか、今とりあえずはそこまでは余り、今の対応でできておりますので、今後についてももう少し学校、今既に取り入れている学校等ございましょうし、そこら辺の活用状況等についても調査、また問題点とか利点とか、そういうメリット、デメリットもあわせて整理、研究していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 中島議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

そういう意味で、子供を守るという一つの意味もありますし、家庭と学校が互いに意思疎通するとか、文書というのは一方通行の可能性が高いわけです。例えば出欠とりますので送ってください言われれば返しますけども、返す人もいないと、一部ではそういう状況も生まれますんで、メールというのはひょっとしたら一部の人の可能性もなきにしもあらずなんですけども、全員が全員、全保護者がメールできるかという、それはできない人もありますし、その辺いろいろ問題点はあるかと思いますが、今後その辺。ところが、今の時代、社会を考えますと、メールというのは非常に有効な手段であるというふうに考えますんで、今後ともよろしくお願

いしたいと思います。

次に、防災のメールのほうなんですけれども、これはひょうごのそういう防災ネットというのはあるんですけれども、私も防犯ネットは入っとなすけども、例えば身近な町、太子町内で起きた事件等があれば非常に密接に感じるわけです。ところが、その防犯ネットの中には結構遠い場所で、例えば神戸でそういうカードの詐欺事件が起きたとかという情報も入ってくるわけです。すると、あ、神戸かというふうな意味合いを私自身感じるわけです。そういう意味で、結構広い範囲を取り扱う場合もありますんで、これは防犯ネットのほうなんですけども、例えば町内でこういう状況やと、広域的でなしに太子町ではこうやという情報というか。もっと細かくいきますと、実現無理かどうかわかりませんけども、太子町のＪＲ線より南はどうかとかと、そういう、そこまでいけばすごいんでしょうけども、そういう町内の情報をできる限り町内で発信してほしいというのが思いなんですけれども、その辺について再度お伺いします。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） まず、このひょうご防災ネットというのは、兵庫県と県下現在21市4町が加入されております。それは各市町単位でやるのではなく、このひょうご防災ネットというところに参画をされて初めてそこから情報が発信されるというシステムでございます。

まず、そのサーバーの管理というのはラジオ関西が行っておりまして、そこに各市町が参画する場合は年間の使用料を払って登録をします。そして、例えば太子町で起きた事件であれば、そこに報告というんですか通信をしまして、そこから各その防災の加入されますメールの登録者のところへ自動的に配信されるというシステムでございます。

だから、多分太子町の分は太子町が加入してないですから、当然そのメールでもってそういういろんな情報が発信されないというこ

とでございます。近隣では、たつの市とか上郡、宍粟とか、そういったところが当然加入をされてますから、そういう地域の情報がメールとして登録された方に発信されてるということでございます。

したがいまして、太子町だけを特定して太子町の方の分に発信するということはできるんかどうか、そこまで詳しくは私も知りませんが、あくまで太子町がそういうネットに加入をして、そこから初めて情報が発信されますので、逆にたつの市の方であっても神戸市の方であっても太子町の情報が届くという、そういうシステムでございます。

○議長（熊谷直行） 中島議員。

○中島貞次議員 先ほど部長が話しされましたが、ということは現在防災ネットにおいて太子町内の情報というのは発信されていないということになります。そういう意味で、今後そういう太子町自身が防災ネットに加入するということは考えておられるんですか。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） それは先ほども申しましたように、メールの登録者があって初めて成り立つものでございますから、そういった方がまだ現在兵庫県内におきましても数が少ないということでございます。したがいまして、太子町としてはそういうものの比較の中で今後検討していきたいということでございます。

○議長（熊谷直行） 中島議員。

○中島貞次議員 ひょうご防災ネットに関してですけども、そういう意味で私自身防災ネットについては知らなかったわけで、今後いろんな意味でこういうシステムもあるよということで情報発信していただきたいと、要望ですがお願いいたします。

次に移ります。

スクール・ニューディール構想についてお伺いいたします。

スクール・ニューディール構想は文部科学省から出ているわけですけども、学校施設はそこで学ぶ児童・生徒のみならず住民にとっ

でも最も身近な公共施設の一つです。このため、安全・安心で環境に優しい学校づくりを進め、耐震化、エコ化、ＩＣＴ、情報通信技術化といった課題に取り組んでいくことは、児童・生徒だけでなく地域や社会全体にとっても重要なことだというふうに文部科学省からお知らせが通達が来とうわけです。その中で３点ありました、耐震化、エコ化、ＩＣＴ、情報通信技術化と、この３点についてお尋ねいたします。

まず、１点目の学校の耐震化の推進についてであります。

Ｉｓ値0.3未満の施設の耐震化が今現在進んでおります。それについての実施計画といえますか、完成予定といえますか、それをお尋ねいたします。

それと、Ｉｓ値0.3以上、0.3以上といいますが、以上ですから非常に幅が大きいということもありますが、0.4でも0.3に近いわけですから危険度は大きいわけですが、そういう0.3以上の施設について今後の耐震化計画はどういうふうになっているのかと。当然、既に0.3以上の施設はどこどこ、0.3未満はどこどこで、0.3以上の施設はどこどこかということについてそれぞれわかっておられると思いますけれども、その計画についてお尋ねいたします。

２点目は、学校のエコ化の推進についてであります。

学校に対しての太陽光発電を導入したり、二重サッシにしたり、断熱ガラスや断熱材、それから節水型トイレ、あるいは省エネ機器の導入によります省エネ改修、あるいは校庭の芝生化、ビオトープ等の設置などについての今後の取り組みに対する考え方をお尋ねいたします。

ちなみにビオトープというのは、おわかりになられる方も多いと思いますが、普通の野生の動植物が一つの生態系を保ちながら生息する環境をつくるというようなことで、公園などにもつくられたり、学校の中でもそういう野生の小さな生き物が生息するような環境

を一つの校庭の中でつくって、その成長段階を勉強していくと。学校でよく行われているのは、例えば学校の校庭の中に清流をつくって蛭を生育するとか、あるいはそういう小動物を、トンボをその中でヤゴから育てながら育成してトンボにさせるとかというふうな、そういう取り組みがいろんな学校等では行われておりますが、それらについての今後の取り組みについて考え方をお尋ねします。

３点目は、学校のＩＣＴ化の推進についてであります。

８月の臨時議会におきまして、国の経済危機対策臨時交付金等によりまして、太子町におきましても学校のＩＣＴ化が大きく前進することになり喜ばしく思っております。その中で、50インチ大型テレビの設置、電子黒板の設置、コンピューターの配備、あるいは校内ＬＡＮの整備等が予算化されましたが、今後の実施予定についてお尋ねします。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） お答えをさせていただきます。スクール・ニューディール構想関係についてでございます。

まず、１点目の部分でございますが、学校施設は児童・生徒のみならず住民にも最も身近で、公共施設の一つであり、安全・安心で環境に優しい学校づくりが重要でございます。国において21世紀の学校にふさわしい教育環境の充実を図るためスクール・ニューディール構想を提唱し、各地方自治体に対して積極的な事業化の要請がされております。内容の柱として、学校の耐震化の早期推進、学校のエコ化の改修、学校ＩＣＴの環境の整備となっております。

まず、１点目の学校の耐震化でございます。

学校施設は児童・生徒が一日の大半を過ごす活動の場でございます。地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、安全性の確保の取り組みをしていきます。

具体的な耐震化の事業計画ですが、21年度はＩｓ値0.3未満の龍田小学校の耐震化の工

事を現在実施しております。本年度内の完了の予定をいたしております。

それと、I s 値0.3以上の斑鳩小学校の校舎の耐震化の実施設計ですが、年内の完了予定で、工事は本年度に発注しまして、22年度に完了する予定でございます。

また、I s 値の0.3未満の屋内運動場、体育館ですが、改築をこれは予定をいたしております。実施設計は本年度内の完了予定で、工事は22年度を予定しております。

そして、22年度からは0.3以上の石海小学校、太田小学校の耐震化の実施設計を予定し、23年度から石海小学校、太田小学校の耐震化の工事を25年度までに完了する予定でございます。

続いて、2点目でございます。エコ化ですが、学校においても地球環境問題に対応するため、自然との共生、環境負荷の軽減や環境、エネルギー教育への活用から、学校施設のエコ化の取り組みをしていきます。

エコ化の事業でございます。太陽光発電の導入でございますが、21年度では龍田小学校は実施設計と工事を年度内の完了予定で進めていきます。それと、斑鳩小学校では実施設計を年内の完了予定で進めていきます。

その他、エコ化事業としまして省エネ機器の導入、校庭の芝生化の問題等がございます。これらについては今後財政面から検討も必要だということを考えております。

その次、3点目でございます。ICTの関係でございますが、これにつきましては今現在おっしゃるとおり8月の臨時議会で可決されたところでございますので、この事業につきましては本年度内に完了していくという予定で組んでおります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 中島議員。

○中島貞次議員 ただいま詳細にわたりましたお答えいただきましたが、その中で太陽光発電ですが、当然この設置についての方式というか形式なんですけども、屋上型なのか、

あるいは地面に直づけタイプなのか。それによって、例えば学校の耐震化が進んでいけば屋上型も当然可能なんでしょうけれども、耐震化が進んでいなければ直接地面に直づけというか、そういうタイプだろうと思うんですけれども、その辺のことについてお尋ねします。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） おっしゃるとおりでございます。この太陽光発電、これにつきましては9月、この今期定例会で、予算の関係で提案させていただいたところでございますが、私も今現在考えておりますのは、龍田小学校、いわゆる耐震化したところについて、まずはこれを工事を完成していこうという考えで持っておりますので、いわゆる今、先ほど申し上げましたように、龍田小学校につきましては今年度におきまして実施設計と工事もやっていこうと。いわゆる耐震化の工事にあわせて完了させていこうという考えを持っております。それと、ですから斑鳩小学校につきましても耐震化にあわせてということで、実施設計は年内にやるわけでございますが、工事につきましてはその耐震化工事にあわせてやっていこうという考えで持っております。

（中島貞次議員「屋上か、直づけか」の声あり）

あ、それと、ああ、済いません、もう一点。ですから、屋上に設置したいという考えで持っております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 中島議員。

○中島貞次議員 今後、各町内の小学校の耐震化が進むにつれて太陽光発電の設置も展開されていくだろうと思いますんで、これは当然地球環境にとって大事な事業でありますんで、またよろしくお願ひしたいと思います。

それから、3点目の学校のICT化の推進についてなんですけれども、年度内で工事を完了して、実際に、ということは授業で展開されるのは22年度からということで理解しま

したが、それでいいんでしょうか。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） お答えさせていただきます。

これは先の8月の臨時議会におきましてご議決をいただいたところでございまして、おっしゃるとおり今後テレビの関係、いわゆるそれとテレビ、コンピューター関係、周辺機器の整備等々ございますので、これにつきましては要するに21年度内に完了を予定しておりますので、実際に児童・生徒、子供たちに使っていただくのは22年度ぐらい、早くても、それまでには要するに完了したいと、いわゆる21年度完了ということでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 中島議員。

○中島貞次議員 その場合に気になるのが、21年度内に工事完了予定とした場合に、例えば学校の先生方のほうがそのＩＣＴの機器を、例えば電子黒板にしてもどういうふうに授業展開していくのかとかという等々についての研修といたしますか、そういう体制はどういうふうになっておられるんですか。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） おっしゃるとおりでございますが、これらについてもなるべく早くして、そういういわゆる操作方法等々もございますので。ですから、なるべく早いこととして、そういうことも含めて22年度ぐらいからは実用できるようにということでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 中島議員。

○中島貞次議員 学校の先生方には大変失礼な発言になると思いますが、若い先生あるいは男の先生なんかは積極的にこういうコンピューターを使って、デジカメなんか使って写真等取り入れながら家庭との通信のやりとりをされておられる先生もいらっしゃいますが、一方でそういうのが苦手な先生も一部いらっしゃるとお見受けいたします。そういう意味で、こういう機械類、コンピューター類

の使用に関して先生方にしっかり研修等お願いしたいと思います。

特に電子黒板は各校1つずつの設置になっておりますが、電子黒板については実際に、特にこれは小学校の英語授業で多分展開される可能性が多いと思うんですけれども、生のネイティブな発音が出てくるということで、その辺特に小学校の英語を担当される先生と、英語以外にも使うんですけれども、特に教師に対するそういう指導方法、指導なり研修をやったり十分にとっていただいて子供たちに有効な、せっかく設置するわけですから、子供たちの教育にとって有効な手段となるように活用お願いしたいと、そういうふうに考えております。

あと、それ以外に学校のエコ化、前後しますが、学校のエコ化等について、いろんな意味で地球環境を守るといいますか、日本は割と世界の中から見ると環境に対していろんな面で取り組みが今進んでいるという状況で、特にこういう環境事業を展開することによって逆に雇用にも影響しているということがうかがわれるわけです。例えばこの前新聞で見ましたが、今エコカーが非常に進んでおります。テレビ等見ればいろんな会社のいろんなエコカーがどんどん今出ております。当然、補助金制度、それから税金の減額によりまして買いやすくなったという面もありますが、その分で例えばトヨタが今2工場しか残業体制をとってなかったのが、それが増えたということをお聞きしました。そういう意味で、これからはそういうエコに関する事業というのは一つの雇用の拡大、経済の活性化につながるものと、そういうふうに考えておりますので、文部科学省の通達にもスクール・ニューディール構想に盛り込まれた耐震化、エコ化、ＩＣＴ化等の整備については、いずれも将来の学校施設に必要であり、かつ緊急に取り組むべきものです。さらには、スクール・ニューディール構想等の推進が地域経済への波及効果をもたらし、地域の活性化にも資することが期待されていま

す。各地方公共団体におかれては、これらを十分に考慮していただき、迅速かつ積極的に取り組んでいただくようお願いしますと、そういうふうに出発の文部科学大臣の塩谷大臣より通達がありますので、そういう意味で太子町としても最後にありました、迅速かつ積極的に取り組んでいただくよう私から要望いたします。

次に、3点目の質問に移ります。女性のがん検診についてお尋ねをいたします。

日本のがん検診受診率というのは先進国でも最低のレベルにあるわけです。欧米では減っているがんの死亡者数なんです、日本では逆に増えているわけで、年間34万人、日本ですね。この34万人の人が亡くなっているわけですが、これは何と死因の3分の1ががんによる死亡であるということでもあります。これは世界一なわけです。胃がんや大腸がん、乳がん等は比較的受診者も多いほうですが、子宮頸がんにつまましての受診者は少ないという報告が来ております。

昨日調べましたが、アメリカでは、子宮頸がんですけども、85%の女性が受けているそうです。子宮頸がんは日本の場合20歳からということですけども、日本では20%なわけです。アメリカの4分の1、割合ですけど、人口ではありません。人口でいくともっと差が開きますけども、割合で4分の1。ところが、昨晩調べますと、20歳代では何と5%未満しか受診されていないという状況なわけです。このがん検診自身が非常に女性にとっても受けにくい部分もあるかと思えますけれども、このがんにより亡くなる方を減らすためにもそういうのを積極的に実施してもらいたいと。

特に太子町においても、他市町においては既にやっているところは多いわけですが、太子町においても特に乳がん、子宮頸がんの検診を受けやすくするためにも、乳がん、子宮頸がん検診の無料クーポン券を発行することによりまして受診率を向上させ、早期発見、早期治療に役立ててもらいたいと思いま

す。

例えば、いつでしたか、7月、家に子宮がん、頸部がん、体部がん検診のお知らせというのが案内が来しました。これには75歳以上の方は無料ですけども、セット検診、体部がんと頸部がんのセット検診で2,000円とか、頸部がんのみやったら1,000円とかというふうには案内がありました。これはさわやか健康課からですけども。そういう意味で、1,000円、2,000円、たかが1,000円、2,000円ですけども、そのたかが非常に大きいわけで、全国いろんなところではこういう無料クーポン券を発行しながら、何とかこういうような無料クーポン券、無料検診手帳を発行しながら受診率を上げようというふうにされておられます。その実施計画について、またその受診率を町としてどの辺まで設定しておられるのか、その考えをお聞きします。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） がん検診への計画ということでございますが、従来これまで法律に基づいて検診をいたしてきたわけですが、今般ご承知のとおり国の補正予算に基づきまして、今期定例会にも補正予算として上程をさせていただいております女性特有のがん検診推進事業の中身についてご説明を申し上げたいというふうに思います。

この今般のがん検診の内容としましては、5歳刻みに特化をしまして、それぞれ無料で検診を受診をしていただくという内容でございますが、この実施計画の期間でございますが、太子町ではこの10月1日、平成21年10月1日から来年3月31日までの6カ月間を予定をいたしております。

それで、検診の対象者でございますけれども、子宮頸がん検診につましましては20歳、それから25歳、それから30歳、35歳、それから40歳の方――5歳刻みの方でございますが――が対象でございます、人数といたしましては、この6月30日の基準日現在1,124人でございます。

また、乳がん検診につましましては、年齢が

40歳、45歳、50歳、55歳、それから60歳という5歳刻みでございますが、同じく1,191人が対象ということでございます。

この対象の方々には、少なくとも10月1日から事業開始でございますので、9月末までにはご案内文とともに無料クーポン券と検診手帳、3点を一括送付をさせていただくというふうに事務を進めたいというふうに思っております。

お手許に届きました対象者の方々につきましては、個別検診か集団検診か、いずれかを受診していただくわけでございますけれども、集団検診につきましては今のところ予約制で、来年の2月、平成22年2月に本町の保健福祉会館のほうで3日程度実施をする予定でございます。

また、個別検診につきましては、直接医療機関に申し込みをしていただきますが、その受け入れ機関は現在のところ子宮頸がんにつきましては、このたつの市・揖保郡医師会管内では本町の野村医院、それからたつの市の富井医院、それから山田レディースクリニックの3医院と、それから姫路市の医師会メディカルセンターとなっております。

それから、乳がんにつきましては、マンモグラフィーの関係がございますので、姫路市医師会メディカルセンターと御津病院ということになっておるんですが、ただいま受診対象者の利便性を図るといったこと、また数が一遍に各市町多くございますので、できるだけ受け入れ態勢の最大限活用という観点から、現在県内の各市町で無料クーポン券が使用できるように県が音頭をとっていただきまして調整中ということでございまして、本町の場合、特にお隣の姫路市さんと非常に住民の方々関係が深いものでございますから、特に姫路市さんのほうと今現在話をさせていただいておるという状況でございます。

受診率の目標のお尋ねでございますが、これもこれまでかねてから委員会等でも出た問題でございますが、今回この事業の計画数値としましては40%の目標数値を掲げておりま

す。そういった数値から今回の補正内容にもその数字をもとにした補正予算ということになっておりますが、先ほど議員さんのほうからアメリカ、また日本全国の数値のご紹介がございましたんですが、参考までに本町の昨年、この5歳刻みではございませんが、全体の数字としまして、子宮がん検診の受診率が8.4%、それから乳がん検診の受診率が10%ということで、ご指摘のとおり極めて低い数字ということが言えるかと思います。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 中島議員。

○中島貞次議員 ただいま部長よりいろいろ答弁がありましたけども、太子町では昨年度子宮頸がん受診率8.4%、乳がんが10%ということをお聞きしまして、それに対して本年度40%を目標にすると。乳がんでは約4倍、子宮頸がんでは約5倍の目標設定なわけです。そういう意味で40%は近隣市町、その他全体から見てもどうか言われますと、ちょっと私自身も調査不足でわかりませんが、昨年度の実績から見ると非常に高い数字だというふうに感じられますので、大いに啓発をお願いしたいと思います。そういう意味で、今回の無料クーポンあるいは検診手帳の配付が9月末日までに行われるという話ですと、一層の啓発をお願いしたいと思います。9月広報にはちょっと載ってなかったもんですから、この件は一体どうなるのかなというふうに感じましたので今回質問させていただいたわけですが、10月広報には当然今回のクーポンについて載せる予定でございますか。その点について。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 9月下旬の発行の広報に掲載する予定でございます。

○議長（熊谷直行） 中島議員。

○中島貞次議員 それによって特に婦人の方に対して徹底されると思います。

それからもう一つ私気になっていたのが、やっぱり最初のほうでもきょう言いましたが、結構働く婦人の方が多いわけです。町内

で働く婦人の方の割合はちょっとわかりませんが、結構他市町へ働きに出かける婦人の方もいらっしゃるわけです。遠くは神戸までという方もいらっしゃるわけです。そういう意味で、広域における、先ほど部長が答弁されましたが、広域における受診体制、どこでも受診できるというのを、先ほどそういう準備をされているやということであれしく思ったわけですが、そういう働く婦人の立場から考えますと、特に太子町の場合、申しわけないですが、1つの病院しかないわけです、レディースあるいは産婦人科に関して。隣、姫路市なんかは結構、近くの網干にもありますし、そういう意味で便利なわけです。そういう意味で、医師会、姫路市やったら医師会とも連携とりながら、あるいは県とも要望をされながら、婦人の方がどこでも受けられる、気軽に受けられる、そういう体制をぜひともとっていただきたいと思いますが、その辺について再度お考えをお願いします。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） これは本町に限らず、ほかの自治体も共通の事項でございますので、今広域的な調整につきまして県もかなり力を入れてくれておりますし、その今議員さんがおっしゃるとおりでございますので、我々も努力をしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（熊谷直行） 中島議員。

○中島貞次議員 ただいま部長からいろいろお聞きしましたが、日本人の先ほど最初に言いましたが死亡原因3分の1ががんであるというふうなことを考えますと、幾らこれから少子・高齢化社会になるとはいっても、中にはやはり、健康な人は別にして、80歳、90歳でも健康な人はおりますけれども、がんで長期闘病される方もおりますし、あるいは早ければ20歳代、30歳代で思わぬがんがあって転移して急に亡くなられるという方もいらっしゃいますので、自分自身のことも気をつけながら、町としてもがん対策に一層取り組んで

いただきたいということを要望いたしまして私の質問といたします。

以上で終わります。

○議長（熊谷直行） 以上で中島貞次議員の一般質問は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時52分）

（再開 午後0時58分）

○議長（熊谷直行） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

次、服部千秋議員。

○服部千秋議員 それでは、通告に基づきまして質問をいたします。

1、太子町の災害に対する対策のあり方について。

今回、佐用町などの災害に対して太子町からも人的、物的支援を行っていただき、佐用町出身の人間として心から太子町役場及び太子町民の皆様にお礼を申し上げます。また、太子町議会からも支援のお金を贈っていただき、本当にありがとうございます。

私の小学校、中学校時代の同級生の妹さんもお亡くなりになり、我がこととして今回の被害を見ております。災害に遭われた皆様に謹んでお見舞いを申し上げたいと思います。現場を見て、自分自身一人の人間の力のなさ、自然の力の大きさをひしひしと感じた次第であります。

さて、太子町の災害対策について伺いたいと思います。

(1)太子町で起こり得る災害は大きく分けてどのようなものがあると考えて対策を講じておられるか。

(2)その起こり得る災害のそれぞれ（例えば地震の場合、例えば水害の場合など）に分けて、それぞれの場合にどのような対策を行うという方針を考えているか。

(3)今回の佐用町などの災害を見て、太子町で従来と変えて考えていかなければならないと思うことはないか。

(4)従来から言われている雨水幹線の整

備、迂回路など早急に方針を打ち出したほうがよいかもしれないと思いますが、いかがお考えか。その場合、気候の変動によるゲリラ豪雨など、災害の大きさ（出る雨の量など）をこれまでより大きく見積もって対策を講じておいたほうがよいと思うが、いかがか。

（5）その事態のときに役場が住民の皆様にはすぐできない事柄も生じるとありますが、町民の皆様には日ごろから災害に対する情報提供、既にされているものももちろんあるわけですが、それ以外にも情報提供を行っていたほうがよいことがあると思いますが、そのようなお考えはないかについてお尋ねをします。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） まず、災害は大きく分けてどのようなものがあると考えての対策ということでございますが、自然災害におきましては山崎断層地震による地震災害、それと台風、大雨等による風水害や土砂災害等が起り得るという想定をいたしております。それぞれの自然災害に対応した太子町地域防災計画、これは20年3月に策定をいたしておりますが、その中でそういう対策を講じるとともに、災害の起りやすいポイントの把握に努め対処をしていきたいという考えでございます。

次に、それぞれどのような対策を行うという方針を考えているかということでございますが、これは先ほど申し上げました太子町地域防災計画、これは風水害編、地震災害編とございますが、それぞれに方針を打ち出しております。この計画書につきましては20年5月に関係者全員に配付をいたしておりますので、一度内容を一読いただきたいと思います。

それと、従来と変えて考えていかなければならないかということでございますが、台風9号災害におきましては1日当たりの総雨量も多かったのですが、9日夜のその2時間に集中的な豪雨に見舞われております。今後、風水害対策において、降り始めからの総雨量

に加えて、近年多発しているゲリラ豪雨も考慮した対策を検討していく必要があるのかと考えております。

それと、町民の皆様には日ごろから災害に対する情報提供ということでございますが、これにつきましては、風水害、土砂災害につきましては昨年5月に洪水ハザードマップを全戸配布するとともに、季節に応じた防災情報を「広報たいし」やホームページに掲載するなどしまして住民の皆様にご注意を促しております。洪水ハザードマップと同時に各自主防災組織に配付いたします防災マップ等も活用していただきまして、地域における危険箇所等を日ごろから把握していただく図上訓練を実施していただくよう呼びかけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 4番目のことについてお答えいたします。

雨水整備につきましては、雨水基本計画のもとに事業計画の変更認可申請をしていきたいというふうに考えております。

また、雨量を大きく見積もっての計算ということでございましたけども、それにつきましては現在施工済みの箇所もあります。また、下流、姫路市との雨水計画の整合性の関係もございますので、十分に検討する必要がありますというふうに考えております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 この質問に関しましては午前中からいろんな議員が聞かれており、またいろんな角度から答えられております。これについては余り深く言いませんが、十分な対策、例えば午前中に川のことを言われていたりとか、いろいろございます。十分に検討を加えていただいき、いつこういうことがあっても対応できるようにしていただきたいと思います。

続きまして、2番目に入ります。

2,000万円を超える給食センターの工事発

注はなぜ議決前に役場は特定業者と仕事の話が  
でき、品物を注文することができたのか等  
についてお尋ねをいたします。

(1)そもそも議決していないのに、なぜ業者  
に品物を発注できるのか。時間が間に合わ  
なかったからしたと当局は言っているが、時  
間がどれくらいかかるかも含めて計画を練っ  
て仕事をしているのではないか。練って執行  
計画をつくるべきではないか。役場は議会を  
なめていると言われても仕方がないのではな  
いかと思います。

役場は業者が談合しやすいような進め方で  
仕事を出しているのか（実際に談合があった  
と、私はそういう場にいるわけではありませ  
んの断言しているのではありませんが）。  
今回のケースでいうと、仕事を請けること  
になった業者が入札の話をほかの入札した業  
者に入札金額を書く用紙を持っていったの  
かどうか。もしそうであるならば、役場  
が談合しやすい雰囲気をつくっていること  
になると思います。

(2)配線工事、床工事とも、なぜ仕事を請  
けることになった業者が2つともそれぞれ  
のようなことをするよう役場は仕事を進める  
のか。ともに入札を行う競争相手に書類を持  
っていったのか、電話したのか、郵送したの  
か、そのあたりを説明していただきたいと思  
います。そのような接触を業者として入札を  
させるということをなぜ当局はするのか、わ  
かるように詳しく説明していただきたいと思  
います。

(3)配線工事、床工事、それぞれ落札率は  
幾らか。

(4)常識的に言えば、役場が各業者に、こ  
の仕事に参加しませんか、あなたの会社は幾  
らでこの仕事をやってくれますかというのが  
私たち町民の考える普通の入札であります  
が、役場はなぜこのようなやり方（役場が業  
者に見積依頼書を渡すことをせず、業者を通  
じて行うやり方）をするのか。

(5)今回の件に限らず、ほかの場合も含め  
て伺いますが、今回以外の場合でも同様のや

り方で業者に入札の形をとらせて、実際はあ  
る業者に入札に必要な書類を渡して、その業  
者からほかの業者に話をさせているというこ  
とはあるのか。こういう場合は役場は開封だ  
けを行っているということか。

次の段落は抹消いたします。

(6)そもそも役場が公平な入札をやってい  
るか。今回のことを見ても疑いを持ってしま  
います。西部電工以外は仕事を請けられな  
かったのか。役場が西部電工が請けることを期  
待していた旨、給食問題調査特別委員会で答  
弁があったというのは事実か。

(7)注文していて仮に別の業者が落札して  
いたらどうということになると当局は考える  
か。私自身は入札には、そういう仕事の経験  
もありませんので、実際にそういう場で何を  
したりとか、そういう書類に書いたりという  
ことはありません。そういう私とか町民にわ  
かりやすく、専門でそういうことをやってい  
ない人に対してもわかりやすくご説明をして  
もらいたいと思います。

○議長（熊谷直行） その前に、ちょっと待  
ってくださいね。

服部議員、今の抹消する部分、これはもう  
一応通告してるので抹消はできないけども、  
もう答弁は要りませんという解釈で……。

○服部千秋議員 今、私がしゃべら、これ休  
憩ですか。

○議長（熊谷直行） いえ、違います。

○服部千秋議員 ここはちょっと読まないとい  
うことですので、この中でもしまた聞きたい  
ことがあれば一般論として聞きますが、こ  
れ読まないほうがいいと思ったので。

○議長（熊谷直行） だから、答弁はこのと  
ころ要らないということの解釈でいいです  
ね。

○服部千秋議員 いいです、はい。ほんで、  
私がまた聞きたいと思えば一般論で聞きます  
から。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） お答えをさせてい  
ただきます。

まず、1番目のことですが、当該工事につきましては、予算措置を8月5日の開催、臨時議会に対応し、長期休業中に完成させる計画でありましたが、その予算成立前に、また見積入札の開封結果を待たず、かつ工事の請負契約の締結前に給食センター所長の判断において、電気管理技術者を通じて特定した業者に本工事に必要なキュービクルの発注を指示しておりました。

給食センター所長は電気技術者と工事前打ち合わせの段階の7月24日にキュービクルが受注生産で2週間程度の製作日数を要することを知ったことから、補正予算議決後の発注においては工事が非常に切迫するであろうとの懸念にかられ、その製品の事前発注が必要と判断し、先行発注を行ったとのことでございます。見積書の依頼につきましても、センター所長の随意契約的な感覚が先行し、軽率な事務対応を行ったことを確認いたしました。

このたび教育委員会部局におきまして不適切な事務事業執行を発生させ、学校給食の振興に多大な不安を生じさせましたこと、また契約事務等に不信感を与えてしまったことはひとえに組織管理における指導、監督指導の不徹底であり、そのような状況を招いたことに深く反省し、その責任の重大さを痛感する次第でございます。

2点目でございますが、このたびの工事を行った2社につきましては、従前からセンターの日常の軽易な電気修理工事等を依頼してきたことと、直近では電気の設備改修方法の計画提案の作成を依頼した経緯もあります。また、床工事につきましては、現センターの調理運営形態であるウエット方式でより安全で衛生的な改善方法の提案を受けていたことから、給食センターの所長は全く安易な認識で特定の業者に全社の見積もりを依頼して一括して手渡し、提出を求めたということでございます。

3番目の配線工事、床工事の落札率でございますが、電気配線設備等改修工事の予定金

額、税込みで1,759万8,000円でございます。落札額は税込みの1,753万5,000円で、落札率は0.996となっております。調理室等の床工事の予定価格、税込みでございますが924万円、落札額は税込みの918万7,500円で、落札率は0.994でございます。

4番目のなぜこんなやり方ということでございますが、これにつきましては先ほどお答えしたとおりでございます。給食センター所長の不見識さによる事務事業の執行でございます。

5番目の業者の入札した必要な書類を渡してということでございますが、今回の件につきましてはセンター所長の勝手な判断によりまして、正常な事務手続を踏むべきであるにもかかわらず、その判断を怠ったことにあります。全く異例でございます。安易な思いつきが要因であります。他の契約事務につきましては正常な事務手続を経て行っております。

6番の西部電工以外ということでございますが、これは同じことをお答えするようなことになるわけでございますが、センター所長の軽率な認識での事務事業を進めてしまっていたということでございます。

最後7番ですが、注文したものの別の業者ということなんですが、これもセンター所長は手続を踏まずして事前に発注を行いました。単純にA業者からB業者になったとしても、買い取ってもらって設置できるものと安易に考えていたようでございます。今回の件につきましては教育委員会の管理指導体制の甘さを痛感しております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 最後に、もしほかの業者が仕事を請けることになっていたら買い取ってもらえるというふうに思っていたということですが、そういうことは一般にできるものなのかどうなのか。役場というところはそういうことをこれまでもされているんでしょうか。その辺のお考えはどうでしょうか。

それから、この仕事の内容の積算、この積算を入札する前に西部電工に依頼し、そしてその西部電工が積算したものをそのままか、参考にかは、その辺も知りたいのですが、それをもとに給食センターで仕様書をつくって、そしてその仕様書をもとに幾らでやってもらえますかということを西部電工に、西部電工ほか、ほかの幾つかのところも取りまとめてくれというふうに出されるということは、私はもう啞然としておりまして。例えば私が仮にそういう積算をしたとしますね。そうすると、そういう積算をした私が業者だとしますと、私がその工事に入札するということは、ほかから見て疑われたら困ると思いますから、私であればしないですね。自分がその積算こんだけかかります、この工事はこんだけです。というて。そして、その工事に私も入札して、この工事幾らでうちの会社はさせてもらおうと思いますという書類を出したりは私はしません。ですから、そういうことがなぜ起こっているのかというのは、もうはっきり言って啞然としているんです。はっきり言って。ですから、その辺はどうお考えでしょうか。今2つお尋ねしたんですが、いかがですか。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） おっしゃるとおりでございます。まず注文はした、それからその業者が落札しなかった場合、いわゆるA業者が落札しなかった場合にはB業者というような、普通では考えられないような行動をとっているということは言えるだろうと思うんですけども、センター所長に私どもも詳しく聞きました。その中では、確かにもう、後で考えてみますとそうですけども、そのときにはそういう考えが及ばず安易にそういうことをしたということでございました。

それと、設計の段階ということですけども、これにつきましても電気管理技術者の方にもそこら辺の相談しながら、また確かに西部電工のほうにも配線の委託でそういう関係、また通常の軽易な改修、修繕、そういう

関係もあったというようなことで、安易にそこら辺は設計の段階で相談に乗ったといいますか相談をにかけていたというようなことでございまして、おっしゃるように普通では考えられないようなことだったというふうに私どもも考えております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 普通考えられないとお答えになったんですが、私もう一つちょっとはっきりお答えいただきたいんですが、このように積算をある業者がして、それを役場に出して、それをもとに役場の職員がこの工事はこれくらいかかるであろうということを決めて、そしてまた入札を、その積算をしてくれたところにも入札してくださいということをされるのですかということを聞いてるんです。こういうやり方を今回の場合に限らず役場というところはされるのですかとお尋ねをしてるんです。されるのか、されていないのか、その実態をお答えいただきたいと思います。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） この設計段階でございます。本来ならそういうことはもうないわけでございますけれども、今回に限ってはセンター所長、いわゆる土木のほうですけども技術屋でございましたのでそういう、今はもちろん管理職でそればかり携わってるといわけではございませんけども、技術屋の要するに腕は持ってるというような、ちょっとそうしたところもあったようでございますので、このぐらいなら自分でも設計できるというようなこと。それと、当然電気関係はわかりませんので、そういうところ辺につきましてはいわゆる業者、今まで修繕等々していただいた西部電工、また管理していただいとる技術管理者の方にお聞きしながら設計は自分でつくっていったということでございます。

○議長（熊谷直行） 総務部長、教育委員会としてはそういう見解ですけども、一般の通

常の入札についてもそういうことはあるのかということについてちょっとコメントいただけますか。

総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 通常の入札につきましては、先ほど教育委員会がこういう大変なミスを犯しておりますが、そういうことはございません。

それと、今教育次長のほうが答弁をいたしました。私が聞いている限りでは、今回の設計に当たっては、センターの所長が電気のそういう専門的な知識がないという中で、電気保安協会というんですか、その技術員、その方に相談をしながら設計書を作成したということでございます。したがって、その西部電工が入ってその設計と一緒にやって、それでもって入札に入ったとかということは聞いておりません。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 私もいろいろこのたびのことがあってから現場の人にも聞き、いろいろ聞いた上で質問したわけですが、そこまで今佐々木部長が言われておりますから、公的にそう答えられてるということで、そう言われてるということにこの場ではしておきたいと思いますが。それで……。

（上田富夫議員「報告が間違うとる言われたら困るんや。とって来るわ、委員長報告。そなんむちゃや。当局むちゃ言うわ」の声あり）

○議長（熊谷直行） 続けてください。

○服部千秋議員 報告書は何ページかな。ちょっといいですか、ちょっとだけ。

○議長（熊谷直行） いや、質問は。

○服部千秋議員 ええ、ちょっと待ってください。当局もちょっと間待ってるときあるでしょ、答えるとき。ちょっと待ってください。

○議長（熊谷直行） 暫時休憩します。

（休憩 午後 1 時29分）

（再開 午後 1 時31分）

○議長（熊谷直行） 再開します。

服部議員。

○服部千秋議員 今、休憩中に佐々木部長からも言われましたが。ですので、予算計上のための金額は西部電工に聞いたということ言われてるわけですけども。ですから、予算をどれくらいこの仕事かかるのかなというて考えるときにその業者に相談されてるわけですね。そして、それは書類は最終的には役場がつくってるわけですけど。そして、それでなおかつその業者に、あなたのところも入札に参加してくださいと。そして、その業者にほかの複数、5社に対しても書類を出してもらうようにしてくださいというふうにされてるので、もう要は役場から直接そういう、あなたの会社から出してくださいって書類を出されてるんでしたら、私はそれは、私が仮にどこかの、例えば自分の家のどこか直すとか何かするときであれば、直接それぞれのところに幾らであなたのところはやってくれますかって聞くのであって、やりますし、そういうやり方しますし、どこかの会社にほかの5社集めてきてくれ言うて頼むことなんかしませんし、そんなことすること自体がもう疑念を抱くと私は思いますから、役場の常識ではそうでなくて、私が言ってることがおかしいんでしょうか。私は自分が例えば家のどっか直すとすれば、複数の会社に見積もりとってもらうんでしたら、そのところに自分が個別に見積もり出してもらいますけど、役場はそうでなくて一個のところにほかのどこもあわせて見積もりとってって言われてるから。それで、なおかつその予算を考えると、その考えのもとになるのをその落札したところに相談してつくってんですから、もう全く理解できないんですけど。理解できるように説明していただけないでしょうか。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 私のほうからは、こういう問題が発生しましたので一応内部の調査をさせていただくということで、関係者を呼びまして聞き取り調査をいたしました。

た。

それにつきましては、一応その予算を上げる段階ではその設計書というものは、つくるのはなかなかその段階では難しいですから、今まで給食センターに出入りしてた業者におおむねの額を聞いたということがこれ予算計上する前の見積書をとったということですね。それから以後、正式にはその本来業務を発注するに当たりましては当然ちゃんとした設計書というのをつくる必要がございますので、その設計書をつくるに当たりまして、その電気管理技術者と協議をしながらセンターの所長が自分自身で電気の配線の設計書をつくったということを聞いております。

したがいまして、教育委員会がそれから以後、この調査は14日、15日と2日にわたりまして聞き取り調査をさせていただいたんですが、17日の給食特別委員会のほうでどう答えられていたかは私どもはまだわかりませんが、経緯といたしましては私どもの調べた結果ではそういうことでございました。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 私の言い方がちょっと悪かったかわからんですけども、いわゆる予算を上げるときの概算、予算が何ぼになるというようなときに西部電工の見積もりをとって概算このぐらいということととったということでございまして、その設計の段階は栗川所長がやってるんですけども、その中で管理技術者と、それと西部電工がとった見積書を入れながら自分が作成したということでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 キュービクルですか、電気管理技術者を通じて業者に発注を依頼されたんですか。こういう場合、役場から直接、担当部署から直接何か注文するとかでなくて、電気管理技術者というのは外部の方ですよ、外部の方にこれを注文しといてくれというふうに頼まれるもんなんですか。そういう進め方を役場というところはされてるんです

か。その辺をご説明いただきたいと思います。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 当然そういうやり方は異例といいたししょうか、そういうやり方は普通はいたしません。これは先ほど言いましたように、要するに受注生産であるというのが7月24日段階でわかって、センター所長としてはこれでは間に合わんということで、どこへ発注していいのかそれもわからないんで、結局電気管理技術者の方をお願いして発注をしてしまったというようなことでございました。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 給食センターでこのこと以外にも、以前でいいますと洗剤を職員が入れたとかということもあったりとかで、いろいろと注意をしてこられたのではないかなと思うんですけど。

ちょっとわかりやすくお尋ねをいたしますが、例えば教育長はご就任なされてからあの場所には何回ぐらい行かれましたでしょうか。仮に細かなことをどうこう話されなかったとしても現場を見たりとか、どうなってるかと言うて行かれたりとか。

あるいは、教育次長は4月から何回あの場所に行かれて、ああ、ここ配線かえなあかんのやなとか、何でもいいですけど、何回あそこへ足を運ばれてるんでしょうか、お尋ねします。

○議長（熊谷直行） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 私の記憶してるところでは2回程度その給食センターのほうへ足を運んでということ覚えてます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 私のほうは1回程度は行っただろうというふうに思います。その関係では1回、どういうことをするかというようなことで行ったことは覚えがございました。今回につきましてはおっしゃるとおりで

ございまして、きのうの町のいわゆる決議書にもされたところでございますが、事務の執行のあり方、それと危機管理の甘さ、法令の遵守、これについては本当にこういう不手際というのが確かに重なっておりますので、非常にこの危機管理の甘さについては痛感しておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 庁内で調査委員会をつくられてるようですが、もうこの調査は終わったんでしょうか。

それから、どういうメンバーがこの調査の委員になっておられますでしょうか。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 調査委員会は、聞きまして、14日、15日、この両日にわたりまして、どういった形でこうなったかというために調査をさせていただきました。

メンバーとしましては、副町長、私、それと経済建設部長、総務課長、財政課長、産業課長、街づくり課長、それと関係者といたしまして教育委員会次長、管理課長、給食センター所長ということでございます。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 もう調査は終わったんですか。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） ええ。調査につきましては、内部的にどういったことでなったかということだけでございますので、本人を呼んでそういった状況を確認したということでございます。

○議長（熊谷直行） 終わったんですね。

○総務部長（佐々木正人） 一応、調査としては終了ということでございます。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 今、所長も調査委員会の委員に入っているとお答えになったん、えっ、言われませんでした。所長……。

ええ、だからセンター所長本人が入ってるということですか。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 関係者として教育次長、管理課長、給食センター所長という形で呼んだということでございます。

（服部千秋議員「呼んだということで」の声あり）

はい、そうです。

（服部千秋議員「ああ」の声あり）

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 呼んで調べられたということですね。わかりました。

本当に私はこれ信じられなかったのです。もう本当に、この後の質問でもしますけど、私別に役場に上手に言うつもりでも何でもありませんけど、議員にならせていただいた当初、もう役場の職員も頑張りよってやでって町民の方に本当に言ってました。これうそじゃなくて、ほんまに私言ってたんです。私も議員やし、町の職員も町のこと考えてくれとってやし、ちゃんと一緒に協力してやらなあかん、ちゃんとやらなあかんと思って、本当に私うそでなく町の職員のことを役場の人もよくやりよってやでということを書いていました。今は申しわけないんですけど言っていない。このたびのこの入札でも何か本当に疑惑を抱いてしまいます。実際ということがあったかどうかは、それは私はその場にいませんけど、本当に疑惑を抱いてしまいます。こういうことないようにしてもらいたいと思います。議会のほうでもこういう、このことも含めて今後調査していくと思いますけども、本当にこういうことないようにお願いしたいと思います。

では、次の質問に行かせていただきます。

3点目ですが、太子苑の地権者に返す返事になぜ重要な部分が抜けていたのか。太子苑問題解決に向けて真剣に取り組んでもらえているのかどうか等についてお伺いします。

これも先ほどの質問と同じように、このことを聞いたときにびっくりをしました。町民の方が言ってきておられて、そのことにご返事をお返しすると。このことがあったより前

からいろいろなことがあって、本当にミスされること自体が信じられませんでした。ですので、これはミスの一個の細かいことを聞いているという意味でなくて、こういうことが起こること自体がもう私にすれば信じられないことですので、注意して、お返しするときに抜けがないようにせなあかんと、その仕事をしてる人たちは思うのが当たり前だと思います。このことだけではありませんけど、そういう気持ちでほかの部署の仕事もしていただけなかったら本当に何ちゅうええかげんな仕事しとってんというふうに言いたくなります。そういう気持ちでこのことを聞いております。

これまで選挙管理委員会のことでも、固定資産評価委員会のことでも、議員が質問すると、ある程度の内容になると、その委員会のやっていることで役場とは別の組織であるという答えが返ってきていますが、そもそも事務の仕事は役場の職員がやっています。

(1)太子苑地権者への返事は、固定資産評価委員会の担当職員がコピーして袋詰めしたのか、そうでなく、ほかの職員がコピーと袋詰めをしたのか。間違いが起こった経緯について詳細に説明を求めたいと思います。

また、そもそも当局はそれぞれの委員会がやっていて役場とイコールではないと答えてきていますが、例えば選挙管理委員会に違法な看板が立っていると言っても、選挙管理委員会の担当以外の町の職員も手分けして見回っています。建前を振りかざして逃げる姿勢は誠意ある対応ではないと思います。

(2)太子苑の地図混乱に対して固定資産評価委員会は評価以外に何か思い(早期に役場も一緒になって解決されたい等)、そういった思いを述べられていますでしょうか。固定資産評価委員会にされても、今回のような役場内の事務の不手際で大変迷惑をこうむっておられるのではないかと思います。いろいろ問題が上がっている地域の皆様にお返しするお返事であるのに、細心の注意を払って仕事をしようという気持ちは、そういう気持ちに

役場職員はなぜなれないのですか。このこと以外でもそんな気持ちで日常の業務をやっているのですか。

ある町民が言っていました。役場職員がポケットに手を突っ込んだまま話をしている。それでいいと思っとんと聞いたら、ぼかーんとしていた。本人、何を言われているのかわからんのやね、と聞きました。このようなことを聞いたとき、どういう気持ちで仕事をしているのかと思ってしまいます。ポケットに手を突っ込んだまま「あんた」と言って町民に偉そうに話をしている職員、管理職、私も見えています。

別の例を挙げると、配り物を持ってきたら、くわえたばこをして持ってきた。別の人のものを渡されたので、これうちと違いますと言ったら、自分のところに配られるべきものを渡された。こういうことも聞きました。

(3)太子苑問題の解決、現状と当局の意気込みは今どのようなものであるか。前回の総務常任委員会でも富岡部長は病院に行くということで、そのように事務方から聞きましたが、休んで来られておりませんでしたので、どのような状況、いつも地元の方が何にも言っていないので進捗状況はありませんということを常任委員会ではお答えになっているのですが、太子苑問題の解決、現状と当局の意気込みについてお答えをお願いします。

○議長(熊谷直行) 総務部長。

○総務部長(佐々木正人) 固定資産の審査委員会の間違いが起こった経緯ということでございますが、これにつきましては、審査申し出者に送付いたしましたその弁明書につきまして固定資産税の担当、これは町長部局ということでございますが、固定資産税の担当が作成をいたしました。その後、決裁を得まして送付の準備を行い、それを他の行政委員会である固定資産評価審査委員会の担当としての書記が封筒詰めをいたしました。その中でお互いの内容のそのチェックというんですか、送付すべき内容の書類のチェックをしないまま、それぞれが渡したまま入れていっ

たということでもってミスが重なったということでございます。この申し出者30名に対しまして、また一般質問されました上田議員に対しまして、それと審査委員会委員長に対しまして大変なご迷惑をおかけしまして申しわけなく思っております。

それと、評価審査委員会というのは課税主体である市町村長から独立した、これは第三者機関として中立公正に審査申し出の審査ができるよう税法上規定されております。委員は非常勤の特別職であるため、町職員である書記が一般事務を担当はします。しかしながら、その審査決定の中身に対して関与するということは、これは絶対できませんので、今まで言われてます、別の行政委員会ということで逃げるという言い方をされておりますが、これは決して逃げておるわけではございません。その審議、経過に対しましては我々は口出しはできないということでございますので、それはその過程においてその情報を出すということもなかなかしにくいと、町長部局の職員としてはしにくいという立場でございます。

それと、固定資産評価委員は評価以外に何か述べられているかということでございますが、これは7月29日に審査委員会の委員長から町長あてに要望書が提出されております。内容につきましては、太子町、議会、地権者等の関係者が協力して問題解決に進んでいくことを要望するという内容でございます。今回、役場内の事務不手際で審査委員会の委員さんに対しましては大変なご迷惑をおかけいたしておりますので、これにつきましても町のほうからも謝罪をいたしております。

それと、職員の住民に対する態度ということでございますが、職員に対しましては事務処理ミスをなくすよう日々チェック体制のあり方を指導しているところでございます。事務処理ミスが起こった原因及び問題点を検証させ、管理監督職員によるチェック体制の強化、チェックリストの整備、事務処理マニュアルの作成等の対応をとらせております。今

後はこのようなことがないように努めていきたいと思っております。

また、職員の住民に接する態度につきましては、常日ごろより町民の方々にはお客様であることを肝に銘じて対応するよう指導しているところではあります。当町職員と町民との中で不愉快な印象を与えたことにつきましては非常に申しわけなく思っております。これまで節目ごとに接遇研修を実施しておりますが、今後ともこれらの研修を継続するとともに、管理職を通じまして、来庁されました町民の方々が満足していただけるよう、心温まる対応によりまして一層意を用いるよう指導を徹底していきたいと思っております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

先の8月の総務常任委員会には所用で欠席させていただいております。申しわけありませんでした。

それと、解決と現状ということでございますけれども、これにつきましては7月の総務常任委員会の会議録にも書いてありましたように、関係者との協議がない状況ですので、進捗はないということでございます。

また、町の取り組みにつきましては、今後協議する中で内容及び解決手法については検討していきたいというふうには考えとります。

以上です。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 職員の態度について先ほど答弁がありましたが、管理職にも言って徹底していくというようなお話であったかと思いますが、管理職の中にも改めるべき態度の人がいますので、管理職も含めてきちんとしていただきたいと思います。

それから、固定資産評価委員会の松田委員長から今あった内容がご紹介ありましたが、町も議会も、もう一つちょっと言われたのを

きちっと聞き取れなかったのですが、みんなで協力して解決してくださいねということであると内容は思うんですけど、議会側が以前にも町と議会と地元の人と三者一緒になって解決に向けて取り組んでいったらどうですかということを提案をしたわけですが、役場側はその必要は今はないということをお答えになりました。このたび固定資産評価委員会の委員長からもそういうことは出てるわけですが、解決が本当に至難のわざであるというのは私も承知してますし、至難のわざだと本当に思ってます。でも、町も一緒になって解決のテーブルに三者一体になってつこうとはなぜされないのでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

その件につきましては、去年の10月でしたか、太子苑の関係者の方の質問状にも書いてありましたように、その時点では必要ないということでございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 その時点では必要でないことですよというふうに今お答えになったんですけど、今の時点ではいかがですか。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 今の時点でも必要ないというふうに考えております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 地元の方に手紙を送って書いてますようにってこう言われたんですが、私はその手紙の内容を知らないんですけど、どういう理由で今も必要がないのか、お答えください。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 当時の手許に資料がありませんので、内容についてはちょっと記憶にございません。

以上です。

（服部千秋議員「調べて答えていただくこと無理なんではしょうか」の声あり）

○議長（熊谷直行） 暫時休憩します。

（休憩 午後1時59分）

（再開 午後2時10分）

○議長（熊谷直行） 再開いたします。

経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） それでは、お答えいたします。

現時点では三者が話し合う場は必要ないと考えます。現在の状況は地図混乱の状況を把握されてる途中の段階であると認識しています。登記簿に存在しているにもかかわらず土地の実体のない地権者が存在する状況の中、全員の同意を得るためには直接の利害関係者による協議の場が必要であり、混乱区域内で土地を生み出すか、金銭による和解をするかであると思いますが、どちらにしても直接の利害関係者である地権者全員の話し合いが最優先であると考えます。地図混乱の問題は地権者それぞれの私権が絡んだ問題でありますので、行政は和解が成立した後の地図訂正や地籍調査など具体的な事業が可能となった段階において積極的に関与することができると考えます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 今、途中の段階なのでそういうものは必要ないということをまず最初に言われたと思うんですが、途中から私は一緒になって解決していこうとされるべきだと思います。

それから、今読み上げられた中で、直接の利害関係者等が相談してやるべきだというニュアンスのことだったと思うんですが、役場も土地があるんですけど、役場は直接の関係者ではないんですかね。それをお答えください。

それから、今、和解成立後積極的に役場はかかわっていくとおっしゃったんですが、先ほども述べましたように役場の土地もあるの

に途中から役場も加わらなければ、その和解成立後に役場が加わるというのは矛盾すると思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

まず1点目ですけれども、途中という考え方も一部にはあろうかと思いますが、町としましたらやはり直接の利害関係者が優先的に話し合うといった考えでございます。

それと、地図訂正及び地籍調査など具体的な事業が可能となるといいますのは、やはり和解が成立すれば当然地図訂正や地籍調査が入って、太子苑一帯の地図混が解消されるといった意味で、積極的に関与できるといった意味でございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 役場の土地もあるんですけども役場は関係者でないんですかというふうにお尋ねしたんですけど、それはなかったのでもた答えてくださいね。

それから、今のお答えの中で直接の利害関係者には話に乗るみたいにならぬ今私には聞こえたんですけど、どういうことですか。直接の利害関係者が言ってきたら話、相談に乗るということですか。そうでなくて、私が申し上げてるのは役場も関係者でしょ。一緒に役場も入らなかつたらその最終、和解が成立してから役場の出番だみたいなことおっしゃってるんですけど、その途中、段階にも加わらなかつたら全く解決できませんけど、どういうことですか。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

役場といえますのは、いわゆる道路内という考えであります。ですから、境界等につきましては基本的には地図混の中でわからないながらも、町の所有権につきましては道路内というふうな認識ではあります。ですから、関係者ではありますけれども、直接利害関係と

いいますか、境界問題等につきましては余り存在しないのではないかと。ですから、あくまで道路法による道路内という考えであります。ということでございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 役場の土地は道路内にあるというふうに考えているということですけど、それは言い切れるんですか。そのように考えてるとおっしゃってますけど。それから、役場の土地と、仮に道路内にあるとして、道路内でないところももしかしたら考えられるかもしれないと思いますが、面積をきちっとはかっていくと、はかって計算していくと。その地元の人とその持ってる土地の方と土地が隣接しているので、何で、なぜ役場はそれなのに関係がないと言えるんですか。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 地図訂正といえますのは、あくまで地図の隣接であって、その同意でございます。あくまで、いわゆる現地の線の境界ではありません。ということで、道路内の所有であれば字限図上それで十分事足りるということでございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 お尋ねしたことをお答えになっていないんですけど、役場としては道路の中に役場の土地は全部あると、そういうふうにならぬ、なぜ言えるんですか。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 大部分が公衆用道路として登記されているといったことでございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 登記、そうでないものもあると思いますし、どこがどうかわからないから地図混乱だというふうにならぬ、大分前地図混乱のことを聞いたときに、私は具体的な場所を示してお聞きしました。そうすると、総務部長は当時、どこにどれがあるかわからん

から混乱なんであるというようなことをお答えになったと思いますけど、どこに何があるかわからないということを答えておられながら、なぜ道路のところに町の土地全部あるって言えるんですか。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） どこにどうあるといいますのは、要は現地と字限図とが違うからです。ですから、ちょっと考え方といいますか解釈が違うようですのではっきり言えますけども、要は字限図と現地が違うから地図混なんです。ですから、地図混という法務局の指摘になっとるんで、いわゆる土地については、私の土地はここにありますが、隣が全然いわゆる字限図と違います、そういう形が俗に言います地図混、それが区域が広いんで地図混だという法務局の見解です。

以上です。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 一般論でお答えになってると思うんですけど、現地と字限図が違うというのは、そういうことは私もわかってます。ですから、それであれば役場の土地が今の現在の道路の中にあるというふうに、なぜそうだというふうに言えるんですか。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 先ほども言いましたように、公衆用道路として登記されてるということでございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 公衆用道路以外では登記の土地はないんですか。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） たしか用悪水路があったように記憶いたしております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 ですから、公衆用道路以外のものはゼロではないはずなんですけれど、役場はそれではなもうほとんど公衆用道路に入っとうから私んとはもう利害関係ないっ

て言えるんですか。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 基本的には地図訂正については直接は関係ないというふうには考えております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 地図訂正についてはというよりも、町民いろんな方がおられて、それぞれ土地持っておられて、町民でない方もおられますけど、役場も土地があつたら、みんなでその関係者みんなが協力しなかったらできないんじゃないんですか。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） ですから、地図訂正には必要です。あくまでそれは地図訂正する中での要は集団和解といいますか、全員和解となったときには当然、多分所有権として町の職員、いわゆる町長印が要ってくるというふうには考えております。

以上です。

○議長（熊谷直行） この今の質問、同じことばかりなんで。

服部議員。

○服部千秋議員 ですから、協力的に町もこの問題に対して接していただきたい。いろんなことを言われてるんですけど、協力的に接していただきたいと。申し上げても全然、顔を見させてもらってもそういう雰囲気には見受けられないんですけど、協力的に接していただきたいと思います。

それで、固定資産評価委員会が先ほど総務部長から第三者機関としてと、当たってるということでありました。ですから、公平な立場で当たっていると思いますが、そのような委員会から三者協力して問題解決に当たってほしいということも出ておりますのに、なぜこの時点で役場は三者協力して、その中に入って解決しようとされないんでしょうか。

○議長（熊谷直行） これも先ほどから同じ質疑ありますけども、もう一度答えていただけますか。

総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 固定資産評価審査委員会は、あくまで土地に関する評価の申し出ということでございます。それにあわせて、そういう数多くの申し出が出たということに対しましては、やはりその固定資産評価審査委員会としても大変なことだなということの実感の中で、できるだけ早くそういった解決方法を見出してやってくださいという要望でございますので、それは要望は要望として受けとめさせていただきまして、そういう協力できることは協力していつて解決しようということでございます。それが今の時点で、議会、町、地権者、それが三位一体となって今現在そこまでの内容の必要性があるかといいましたら、先ほど富岡部長が答えましたように、そういった時期も来るであろうと思いますが、現在の段階ではそういう地図混乱区域のまず確定ということが先決問題でありますので、これにつきましては個々の業務として地権者と町とでやれるということでございます。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 最後に申し上げておきますけれども、今の段階ではその三者一緒にやる必要があるということをおっしゃってますが、それは私はおかしいと思います。どうしても途中の段階でも町も加わる部分があれば解決ができないと思います。役場は今それは必要ない、それはしないと言われてるわけですが、とても残念でなりません。難しいことは本当に難しいし、本当にこれやり始めて最後までやり切れるのか、本当にそれも難しいなと思う部分が、私も実際にそう思ってますけれども、そうであっても町民が困っておられるのですから解決しようという姿勢を町にとっていただきたいと私は思っておりますので、今の答弁は残念でなりません。

以上です。

○議長（熊谷直行） 以上で服部千秋議員の一般質問は終わりました。

次、桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 通告の順に一般質問を行います。

最初に、災害対策等につきましてですが、既に何人もの議員がこの件について姿勢を問うておるわけでありますけれども、これらの質問をし、重複することであればこれこれと重複するとの答弁で進めたいと私は思ってますので、当局のほうもその旨承知して対応していただきたいと思います。

佐用町あるいは宍粟市、朝来とか、これ兵庫県内ではこの集中豪雨による災害が発生をしておるわけでありますけれども、何を教訓とするかというのが大事だと私は思うんです。それについてしっかり触れていただきたいと。

それから、通告でも指摘をしておりますように、ハザードマップの再点検と避難等に万全を期す必要があると。こういうことについては既に答弁がっておりますので、それと重なるようにも思いますので、当局で答弁の中ではそれは整理をしてもらいたいと思います。

それから次に、私は、いろいろ污水対策等の答弁もこの中で出てきておりますし、また降雨量がどの程度でどうなる、あるいは水位が大津茂川で3.3メートル、あるいは林田川で1.9メートルと、こういうような状況になったときには避難判断をするとか、こういう答弁が既にあるわけでありますが、本町の場合は主な河川というのが先にも触れられておりますように大津茂川と林田川と、こういうような状況の中で、どうしても内陸部としての位置、さらにはすぐに水が引かない状況っていうのがあるわけですから、それらについてやはり一時的に遊水、調整っていう機能を持たせる必要がどうしてもあると。先ほども下流域、姫路市との放水、放流の関係では協議をしないといけない、それは当たり前の話なんで、その協議をして、どの程度の水がどういうふうにとどこで放流をするか、こうなってくるわけです。しかし、姫路市の側も林田川の側へ水をやるわけにはいきませんので、

結局播洞川とか大津茂川とかということになってまいりますし、それらを含めて一定の遊水機能がなければ全体的な水をはかすことはできない。ゲリラ豪雨というのは、どこでどう起こっても不思議でないと言われているような状況でありますので、さらにそのことが必要かと。どんな水路、あるいは放流するためのものを持ったとしても、一時的にため置くとこがなかったら無理だと、内陸の場合はね。そういう点で農地、あるいは空地っていうことを重視して私は通告し、前にも言いました。そういう点でしっかりとした施策が必要だろうと、このように思います。中学校のグラウンドの問題も出ておりましたけれども、それらとあわせて遊水機能がなければ内陸の場合は無理だということと、それからマップのことも前にも言いましたように、避難所へ行くまでに太子町の場合は大変なところを通らなきゃならないというような状況があるわけですから、しっかりと再点検をして見直す必要があると、こういうことを通告で指摘をしているわけですが、まずそれらについて答弁を求めます。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） この災害に対するハザードマップの再点検と避難等に万全を期す必要があるがということで、午前中より災害につきましては答弁をさせていただいたとおりでございますが、その中でも教訓としましては、そのゲリラ豪雨も考慮した対策を立てる必要があるということでございます。

今後につきましては、避難勧告、避難指示の基準や避難誘導の方法、先ほどおっしゃいましたように避難経路ということでございますが、そういった方法につきまして、今回の台風9号の災害の検証結果というものがまた出てまいろうかと思いますが、そういったものも踏まえまして、教訓としてそういうものを考えながらそのハザードマップのほうも、中にも反映をしていきたいと考えております。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 農地の問題でございますけども、農地の遊水地としての活用でございますが、これは十分調整池としての機能があるというふうには考えられております。しかしながら、所有者が農地法の届け出や許可によりまして転用があるのも事実でございます。そういったことから、市街化農地での転用をしないということで補助金を出しているという自治体もあると聞いていますが、太子町ではそういうことは考えておりません。今の時点では雨水基本計画に沿って雨水整備を実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 今の答弁は否定はしませんが、雨水基本計画で変更契約の申請をして、それで先ほどの雨量については下流域との整合を図るっていうて答弁したわけですね。だから、そのことを否定はしませんけれども、まずは農地や空地、それをいかに現状のまま置いていただくかというたら、やっぱり固定資産税が高い、それを特に市街化区域の中では資産税の問題がいつもなるわけですから、負担調整で一々上がるわけですから、少なくとも固定資産税分で、例えばですよ、そういうことも含めて措置をしないと、そらあんとここでそれでそのまま置いといてくれと言われても、固定資産が高いんだから他に転用したりして利用したりしたいというのは当たり前の話ですからね。そういう所有者にメリットがあるようなことも行政的には措置をしないといけないことになります。だから、それらの減免を含めて所有者の同意が得られない、同意がないと、いつそれが農地でなくなるかわかりませんから、そういうことについて同意が得られるような施策が要ると、こういうことを私は言おうとしとんですよ。それらは積極的に活用しないといけない。といいますのは、家がどんどん建ってまいりますとより一層1カ所に集中するんですよ、水は。だれにも言う必要ないかもわからんけれ

ども。そのことによって被害が起こるし。それから、避難の関係でも、太子町のように狭隘な道路、そこに隣接する水路には防護さくもほとんどないと。こういうような状況では、いつ一定の水が出て二次災害的な、これは人災と言われる事故が起こるっていうのはもう必至であります。そういう点から対応が必要やと。遊水機能を持たせるというのは、それだけのことができるわけですから、その対応については積極的に考えないといけないと。基本計画で雨水をやったとしても、排水は下からやらないといけないと。千種もそうですからね。下からやってるわけですね。そやけど、下からやると同時に、下がそれだけ受けられる、そしたら降雨の状況によっては集中するところをどうさばくかというたら、大変なことになりますね。これまでに2つの川というのは、いずれにしても天井川になるんです。この間の雨のときでも吉福のニュータウンのそこら辺の人は再々見に出たと言われております。それは当たり前の話だと思います。そやから、大津茂川流域もそうだし、それから私とこの近くの隅田でももうかなり水位が上がってくる。そしたら、今暗渠にしたところにどれだけ水が機能しよるやろかというて、わかっとる人は見に出て、それだけ水がさばけよんやろかということもおっしゃってました。当たり前ですね。そういうことを対策しても以前のような状況じゃなくて水位が上がってきてるっていうようなことがあるわけですから、それらはなぜかといいますと、JRの鉄軌道あるいは道路が東西で邪魔をするんですね。邪魔するというて、それは排水障害になる。こういうことがひいてはその一帯を冠水させたり浸水させたりすると。道路を越えるか、あるいは鉄軌道を越えない限り水はさばけへんというような状況があるんです。それらのことをしっかり解決できるようなことというのは、一定の遊水で後に排水すると、そういう機能を持たせる以外に実際ないんじゃないですか。だから、それらを真摯に、また真剣に考えないといけな

いと。これらも基本計画の中にはしっかり織り込んだものでないといけなと。1カ所に集中するには無理があるというようなことでありますから、遊水機能を果たせるような取り組みがやはり大切だと再度確認をしたいと思うんですが、農地やなんかについては水だけじゃありません。何回も言いますけれども、他の災害のときにも緩衝帯になります。火災も含めてですね。それから、さらには地下水の涵養にも役立ちますと。こういうことですから、よりこれを残していくような施策、それが災害対策に直接結びつくということだと思うんですね。そういう点は研究して方向を決めていくほうが、これから排水だけを工事で行うっていうようなことで巨額な金をかけていくことと遊水機能を持たせることに金をかけることとどちらがいいかということもありますね。そこらを含めて一定の取り組み姿勢について伺っておきたいと思えます。

それから、佐用で特に、清原議員もちょっと触れておりましたけども、町長が悲壮な声で避難を呼びかけて、実際にはちょっと高いところから見ていると車が浮いとる、こういうような状況でどこへもない避難せえ言うんやと、こういうことで批判の声がすぐにちまたに聞かれたと。こういうような状況ですから、少なくとも避難を呼びかける場合は、どこをどうっていうことがなければやってはいけないし、今回の人災的な二次災害が起こったのも、逃げろ、あっこへ行けと、そういうことで水路に落ちたりして被害が拡大されてるわけですね、人的被害が。そやさかい、そういうようなことについて町がこれをほんまに教訓にしないといけないと思うんですが、その体制も必要です。それらのことについて再度説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

先ほど来話が出てます水路といいますか雨水の処理の問題ですけども、それにつきまし

ては清原議員のときにも説明させていただき  
ましたように、やはり水が集まるところ、ま  
たはけにくい、俗に言いますボトルネック的  
なところはおおむね町内でわかってきており  
ます。そういったことから、それともう一  
点、新しい道があちこちにできてきておりま  
す。そういったことを全体を踏まえて排水計  
画も必要かというふうにも考えております。  
その中で、どうしてもやはり太子町の西半分  
は下流、姫路市側に流さざるを得ないといっ  
た地形の中から、どうしても姫路市さんとの  
協議の中で、はけないようであれば当然調整  
池が必要になってくるといったことで、特に市  
街化区域内につきましては十分にその辺を検  
討した中で事業認可といいますか、そういう  
手続をとっていきたいというふうに考えてお  
ります。

以上です。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 誘導の体制とい  
うことでございますが、これにつきましては  
各地区単位では水路や土地の利用形態により  
浸水、現在のハザードマップでございませ  
が、浸水想定区域等の状況も今後また変化を  
していくと思います。そういった地域におい  
て把握されてる情報を収集しながら適宜その  
情報の把握に努め、そして先ほども申しまし  
たように避難誘導の方法等につきましても今  
回の教訓を、佐用における災害を教訓といた  
しまして今後ハザードマップの中に反映させ  
ていきたいということでございます。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 またいろいろ聞きますけ  
ど、ちょっとね。私はちょっと関心を持って  
見てみたのが、防災対策で、神戸新聞の2度  
目の水害という佐用町からで、ここで県の  
第三者委員会、千種川委員会の委員長の神戸  
大の道奥教授が言っておられること、それか  
ら本町で、もう亡くなられましたけども、川  
島の柳澤さんが建設省に勤めながら、堤防を  
高くしたりする方法はよくないと、こういう  
ことを強く言われて、それがあの方は大津茂

川のことやら揖保川のことやら、あるいはな  
ぎさのことも含めてあり方を建設省の役人で  
ありながら提言をされたということなんです  
ね。そういうことと同じようなことが、想定  
外の雨量に対して堤防を高くするだけでは限  
界があると、避難方法や危険水位の見直しな  
ど、災害を防ぐだけでなく、起きた際の対処  
を考えていかないといけないということを新  
聞でも触れられて、僕はそうやと思うんや  
ね。そのことがどういうふうこれから見直  
されたりするかということがあると思うん  
です。だから、何か起きたら堤防を高くしたり  
いろいろする。しかし、そこは一たん溢水し  
て決壊を始めたならもう手のつけようなくな  
るわけですからね。だから、そういう点で  
は、昔から地形上は低いところに低いところ  
に水が流れて、そして川となって現在がある  
と、こういうようなことに逆らっているところ  
は非常に災害が起こりやすいと。こういう  
状況ですから、それらも点検の中に入れない  
といけないと思うんですけど、その点はいか  
がですか。この先生の言い分というのは私は  
大事やと思います。

読んでないんかいな。情けないなあ。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 今、桜井議員  
のおっしゃるとおりでございまして、どの河  
川につきましても50年に一回、100年に一回  
という理論計算の中でのいわゆる河川が整備  
されとります。ですから、それを超えて、か  
なり超えればやはりどっかで無理が起こる可  
能性が十分にあって、新潟ですか、あれの溢  
水、はんらん等のこともありました。ですか  
ら、極力あふれないように、溢水しないよう  
にという状況の中で、やはりもしものときには  
今言われたようにいわゆる避難、風水害対  
策編とか、そういう中での避難等につきまし  
て十分徹底といいますか周知していく必要が  
あるんじゃないかというふうに考えておりま  
す。

以上です。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 後またいろいろ質問の機会ありますからいいですけども。要はゲリラ豪雨というのは今まで余り言われなかったことでしょ。最近の異常気象から来る、どこにどういうふうな降雨があるかわからんていうことが起こって、佐用でも年いった人でも経験がないと言われてるぐらいのことが起こってるわけですね。だから、それはどこでどういうふうに起こるかわからんわけです。だから、その中で、51年に大きなここではありましたから、それは経験してるんですけど、それ以上のことが起こる可能性はどこでもあるんです。そういう取り組みをいつどうするということがなかったらいけないのと、集中的に起こったときにどこへ集まるんかということもしっかり検討して、今後の方向を確認するべきだと思うんで、その意見だけ言っていて次に移ります。

それから、太子町の教育行政について、6月に私は教育長に見解なり姿勢を正したわけですが、今回の通告でも、そのときには就任して間近なことだったから、それらについてはまたよく勉強をしてというような答弁がありました。やはり一般の教職員として教育にかかわる立場から太子町における教育の最高責任者教育長に就任されたわけです。その後の姿勢と取り組み等について、再度その点について伺いたいと思います。太子町教育全体の問題ですね。

それから、教育委員会の業務というのは学校教育あるいは社会教育等多岐にわたりますが、その中には施設、体制、条件、本町の現状というものを分析的にとらえる必要があると思うんで、外から入って見た場合の太子町の現状をどう見られて、教育全体を今後充実させるためにどういうふうに取り組むべきかというのは教育長としては持っていただかないといけなと。こういう点から再度、社会教育面も含めて伺いたいと。

それから、給食問題では、既に給食問題調査特別委員会でも、米飯の問題あるいは南国市の取り組みを教訓にして炊飯器を活用して

はと、こういうことも言ってるわけでありませけれども、それらについてもあわせてこの際説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたします。一般教員として教育にかかわる立場から教育長の姿勢ということで答えさせていただきます。前回のことと重なるかもしれませんが、ある程度また拡張して、つけ加えさせていただいてお答えさせていただきたいと思います。

“和のまち太子”を目指す心豊かな人づくりを基調にしまして、新学習指導要領の趣旨を生かしまして、学校園教育のテーマを、生活する喜び、学ぶ楽しさを味わわせる信頼感に満ちた学校園づくりと設定しております。

もう少し具体的に詳しく言いましたら、日々の生活、学びの場においてできなかったことができる喜び、わからなかったことがわかる楽しさを味わわせて、もっとできるようになりたい、もっとわかるようになりたいとの興味、関心、意欲等を掘り起こして、学習の仕方、生活の仕方、つまり生き方の土台が身につくように指導の徹底をするとともに、他者とともに生きる姿勢を身につけさせるように校長を通じて一般教諭に指導をお願いしているところでございます。

今のところをもう少し具体的に努力目標ということで、先ほど午前中出ましたように6つの項目について、これも挙げさせていただいたりします。

1点目は、安全な生活、学びの場の確保としまして、保護者や地域との連携による信頼される学校園づくり、または学校園の安全確保の取り組みをお願いしてます。

2点目、学力の向上と個性の尊重としまして、主体的に学ぶ資質を育てる取り組み。新学習システムを活用した学力向上の取り組み。

3点目、心の教育の充実としまして、真のきずなづくりで心を育てる実体験、または実感の場づくりで心を育てる。心身の健康づく

りで心を育てる取り組みの推進。

4点目、生徒（生活指導）を含めまして、その充実を図ると。触れ合いを大切にする、子供に返す、包み込む、聞く、粘り強さを柱にした指導体制を構築する。

5点目、人権教育の充実としまして、自己表現の志を育て、共生の心を育成する取り組み。

6点目、教職員の資質、指導力の向上としまして、豊かな人間性と高度な実践知の高揚を図れる指導及び育成に努めるということを具体的に挙げまして学校教育に取り組んでおるわけでございます。

その次に、社会教育につきましては、まず施設面につきましては、所管する施設には各公民館を初め図書館、歴史資料館、文化会館、体育館等々がございしますが、これらの施設の中には昭和40年代、または50年代の前半に建築したものが、老朽化や狭隘になっているもの、あるいは耐震面で問題がある建物もあります。これらの施設は災害時の避難場所に指定されているものも多くあるために、今後財政課と協議し対応を進めてまいりたいと考えております。

また、体制面については、現在実施しております各事業につきまして、生涯学習ボランティア、学校支援ボランティア、専門的な分野の講師など、多岐多分野にわたりたくさんの方々のご協力を得て実施しております。現在、各公民館ではさまざまな学習の機会を設けて、そしてこうした学習の場で学ばれた方や、多くの経験や知識を持っておられる町民の方が活躍していただける場として今後も協力体制を、また支援体制を充実させていきたいと考えております。

近年は特に社会教育のほうでは人と人が実際に向き合ったり触れ合ったりする機会が極めて少なく、地域、家庭のつながりも希薄化し、人と人との心のきずなが細く切れやすくなっております。町民の方々の触れ合いのあるこうした事業を通して充実させ、ともによりよい地域社会づくりを目指していけるよう

な体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

最後のほうでご指摘になりました炊飯器の件ですが、今のところ学校現場、または校長、また保護者等々の意見を聞きながら検討しているところでございます。いましばらくお待ち願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 ちょっと私は、先ほど答えがあった中で、太子町の場合も、どこともそうなんです、市街化区域と調整区域、そういうことの中では人口動態が変わってくるわけですから、学校施設等においても大きな差が、格差が生じると、こういうことがあるわけです。余り例としては、当然考えないといけないことなんで言いますけれども、施設間格差というのが挙げられると思うんですが、1つは龍田小学校と太田小学校、これは隣り合わせ、同じ東中学校区で、教育の機会均等を含めても是正のための取り組み、そのためには小学校区の再編とかを含めた取り組みをして、より一層同じような条件で学校教育が受けられるようにすべきだという、こうなっているから仕方がないっていうのを私は今回聞いてるわけじゃないんです、こういうあり方に方向を模索したり変えていかなければいけないというのは提言だろうと思うんですね。だから、そういう点で私は気になりますことで今言ってますが、そのことについてもこのままでいいかどうか、今後どうするかというのは教育長としての姿勢があってしかるべきと思いますが、いかがかと。

それから、活字から離れつつある中で、本席でもいろいろ問題が出てくるわけでありましてけれども、図書館と学校図書館の利用拡大ということが挙げられます。特に学校図書館では司書教諭の配置っていうことをここでも何回か言うてきたわけですが、そういうことで活字文化の国でありますから、より一層読んで考えて想像する、そういう中に痛みもわかるっていう子供たちが育っていくという

ような状況がありますので、この司書の問題。

それから、図書館では今新刊書等のものがやはり一住民の方の意見ですよーちょっと少ないんでないかと。予算を削っておるからこうなっとんかという意見もあります。そういう点では、ニーズにこたえるだけではないしに、必要な図書を蔵書として置き、利用していただくような形が必要なんではないかと思うんで、その点も施設面では整理をして答えていただきたいと。

それから、先ほど清原さんも言われたような民主化推進協議、いわゆる人権教育っていうことが今、先ほども言われましたけれども、私はもう半強制的になっていくような人権教育の機会はやめたほうがいいと。あくまでも、それこそ自主的に学び、そしてみずから差別を許さない、そういう条件をつくっていく自主的なものだ。そういうことから、自主学習に切りかえていくべきやと。それが社会教育の責任だと思いますが、その点。

それから、学校教育の点では南国のことを今研究中だと言われますけども、釈迦に説法だと思いますが、学校給食法が制定をされてから約55年ですか、たっとなやね。1954年ですから、今で55年ほどたつということなんですが、その中で、この四、五年前に食育基本法がつけられました。より一層これを、何かといいますと、食の問題というのは、やはり国の問題であり、社会の問題であり、人間の安全保障とも言われるんです。そういう点から、学校教育の中でしっかり位置づけるということが言われておりますし、指導もすると、こういうことがこの食育基本法の中で私は触れられていると思うんです。それらのことについて考えますと、みずからつくり、みずからよそい、あくまで私が思っておりますのは、米飯を増やして副食の給食はセンターでと、こういうふうに言ってるわけですから、試行的にも必要な施策は講じて、一緒になって教職員が指導をする。それから

もう一方では、栄養教諭とか栄養職員の配置の問題もありますね。それをどう配置するかということでは財政的な面ももちろん出てくるわけです。それらのことを県とも協議をしておかないといけない問題でありますけれども、生きた教材、生きた教科書だと言われる、給食は、人間づくりの。だから、そういう点を食育基本法あるいは学校給食法にのっとって位置づけて一緒に考えていかんといけんのと違うかと。そう思いませんか。ほいで、法律はできとんですわな、2005年に。読まれましたかね。もし読まれてたら感想をいただきたいと思うんですけどね。だから、指導する、教材として学校給食を位置づけると。ほんで、そのために教職員はこうしなければならぬと。ちょっと一つ、全教職員が全教科等において食育の実践者となること、とか書いてある。書いてありませんか。これ読みよったら時間かかるんで私ちょっと省略しよんやけど。これらのことは食育基本法で、あるいは学校給食法が一応この間に一つの方向、すべていいものではありませんけども、給食法が改正されて位置づけられているわけですから、その中に食育基本法が出てきて、そして教職員なんかこうすべきやということを言って、それで生きた教材、生きた教科書として食事を考えようと、こういうふうになってると思うんですけど、その点どうですかね。

○議長（熊谷直行） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたします。大規模校と小規模校の違いによって、その機会均等が保たれていないんじゃないかなというようなことがご指摘ございました。確かにすべてが平等に扱われるということは実際に難しいかもしれませんが、その辺の学習、基礎、基本という面におきましては、やはり教職員を増やす、または加配教員が増えるというようなこと、そして教室等もできるだけ環境づくりに努めております。また、今も加配教員と言いましたが、新学習システム等でその加配教員が増やされているところで、子供

にとって指導者が増えるということは、やはり基礎、基本のフォローができているんじゃないかなあと思います。

また、読書指導の件ですが、確かに今12クラス以上は司書教諭がおります。司書の免許を持った者が読書指導に当たっております。

また、読書推進につきまして、確かに今の社会の中で、物や情報があふれている中で集中読書ということができない子供が本当に多くなってきております。そのようなことを考えまして、読書指導というものをどこの学校も朝の10分、15分の間にとって、そういう読書指導も進めております。

それから、食文化、食育というようなことでございましたが、確かにまだそういう申しわけないんですけども、給食法のことについてはまだ目を通していないのが現状でございます。

それから、全教職員が食育に当たるというようなことは確かにそのとおりでございます。今現在も全教職員がかかわりながら食育に取り組み、またその研修に励み、今のところその地域並びに保護者のほうからそういう食育についてのご指導とかご指摘は受けてないところでございます。以後それもよりよいものにするために研修を重ねていきたいなあと思っております。

人権教育については、確かにこれは押しつけるものではございません。みずから学び、みずから判断し、みずから思考していく中で身につけていくもんじゃないかなあと思います。これも道徳教育の中でそれを進めていきたいと思います。また、社会教育の中にあっても、そういうふうにしてその人権教育というものは相手のことを考えながら自己実現していくというような基本的なものがございます。そういうものがあってこそ住みよい社会になるんじゃないかなあと思いますので、これからも推進し、よりよい、住んでよかったなあという太子町になることを願いまして進めていきたいなあと思っております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 最後のところだけ先に言いますけど、これを続けとって何にもなりまへんわ。これは進めるもの、私も助言者やってきた者ですからようわかつとんですけど、もう本当に残っていくことは何もならない。本当はみずからがやっぱり差別しない、その立場で生きることが大事なんですから、自主的なものだ。ほで、他に押しつけるものでは決してない。当たり前のことですわ。それが結局は押しつけになってるような民推協の活動の中にあるわけですから、それらを再点検して、補助金がなかったらこれすぐつぶれます。それが現実です。だから補助なんかやめたらええと。ということで、つぶれたとこはそこで考えたらええわけですから、何も費用かける必要はないと、こういうふう。ほいで、社会教育分野で対応すべきだと思うんで、その意見だけちょっと言うときたいと思います。

図書館のことはちょっと触れ、答え出ませんでしたな。今の利用の問題と、図書の希望の問題と、予算が削られてどうもこういうことになつとんのですかという意見が出てきて、私はちょっとその辺がはっきりしないんで、これただしよんですよ。

それから、学校図書館、司書教諭は前からあるんです、資格を持った者は。そうじゃなくて、専任の司書を置いてでもやらないといけない問題があるんです。沖縄なんかはもうすごい進んどんですね、これ一方では。だから、そういう点では専任の司書が配置されて、そして指導に当たるような状況が生まれてこないといけないんじゃないかというて。私は司書教諭一般と言うたからそういう答弁になったかわかんけど、その点ははっきりさせていただきたいということと、規模の是正っていうのは課題としてしっかり持って、どうしたら解決できるんだろという気で教育せんとは私にあかんと思ふですよ。それはもう規模の差というのは大きいですから。そやから、そこらの認識がどうあるかというこ

とを言っとるんで、その点もはっきりさせてください。

それから、食育基本法というのはもう制定されて4年ですから、これは読んでおられないと言われたらどうにもならんけど、読むべきやと思いますね。これは教員のことも書いてあるわけですから。例えば、保育所・園の中の新保育指針、幼稚園の教育要領、小・中・高等学校の新学習指導要領でも食育が新たな教育活動として義務化された。そうですよ、違いますか。だから、それはやっぱり基本的には法律で縛られようわけですけども、やっぱりある程度縛らないとなかなか推進でけへんと。こういうことから食育基本法というのが出てきて、一方において学校給食法を補完するような形になったということと、食の安全が今の状態では、地産地消を含めて目に見えるところで安全な食事として供給されていくような、つくるところから始めて、つくるといのは生産から消費に至るまでの過程の問題に触れられていくという大切さがあるんです。だから、そこらを再度読み直していただいて、太子町における学校給食のあり方、それから食教育のあり方を整理していただきたいと思うんですね。その点、再度見解示してください。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 図書館関係のお答えを先にさせていただきます。

図書館の関係でございます。たしか19年度まで700万円程度の図書購入費ということで、これにつきましても何とかもう少しというような、財政的な面もございますけども、それから今現在750万円の図書購入費を充てておるわけございまして、それもお案内のとおり少子・高齢化の進む中で大活字本、また少子化に向けては子供のブックスタート等々、そういう面に工夫も凝らしながら現在進めておるところでございます。

○議長（熊谷直行） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 食育についてですが、もう私のほうも詳しくその法律につい

て勉強したいと思います。ただ、栄養士が栄養教諭となって、今のところ2名おる栄養教諭が各学校を回りながら食育について指導に入ってるところでございます。そういう意味で、食の大切さ、食の重要性というものについては徹底して指導に入ってるところでございます。その後については残飯、そういう地産地消というようなものに気を配りながら食育について進めていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 また伺います。

それから次に、雇用対策等についてであります。

東芝関連の企業の閉鎖あるいは業務縮小が太子工場の一部閉鎖に続いているわけですが、先に発表されました東芝モバイル姫路工場関連工場の閉鎖に伴う雇用対策、それから本町にある太子工場跡地の活用への取り組み、これは申し入れ等が必要だと思っておりますが、これらの取り組み経過について説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

昨年来よりの急激な経済の変動によりまして厳しい雇用・失業情勢となっております。国並びに県においては地域の雇用創出を図るため、ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業を創設するなど、地方財政対策が講じられているところでございます。

そういった中、本町におきましては、これらの特別交付金を活用し、離職を余儀なくされました非正規労働者及び中高年齢者等に対して臨時的・一時的なつなぎ就業の機会を提供するとともに、安定的な求職活動を継続いただけるような支援をしているところでございます。

それともう一点ですけれども、10万平米にも及ぶ工業用地に企業活動が有効に展開されますことは、町行政運営においても、また総合

的な地域商工業の充実という観点からも極めて重要なことでありますので、今後におきまして事業誘致活動は必要と考えております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 それだけか、答弁。えっ、いやいや、何でこのぐらいの答弁になるのかな。ほかにあるんかいね。ほかにあるんやったら聞きまひよか。ないん。何も後からこれどないなことやとも聞かんからこれで置いとうけど、何かあるやろと思たけどね。これまでに話をしてこういう状況にありますと、今後こういうふうに進めたいというのは東芝の土地の問題もあると思うけど、その答えないん、取り組み。進んでなかったら進んでないのも含めて、こういう取り組みしてるけどもという答えはないんですか。町長、どないなんかいな。

○議長（熊谷直行） 町長。

○町長（首藤正弘） この東芝の事業の誘致の関係、姫路の工場ではああした閉鎖というようなことになりました。しかし、我々この太子工場の跡地、やはりS E Dの撤退からいまだに新しい事業が誘致できません。しかし、私自身も何も目をつぶって見てるということではございません。国会議員、また東芝の関連の皆さんにもお願いして何とかという、張りつけてほしいということをお願いしておりますが、その中でいつも本社のほうからお聞きするのが、この東芝の太子工場の用地は何か活用するということはいつも言っていたいておるんですが、今果たして何がというのはなかなか難しいというようなことで、一度また近々本社のほうへ行きまして、今ハイブリッド等に使うアルカリ電池ですかいい、そうしたものの工場の誘致ができないだろうかなという思いもいたしておるところでございます。本社のほうでは、そういうこの用地は有効活用せびするんだということ是被われておりますが、少しでも早く何かを持ってきたきたいということで要望活

動は続けていきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 これで、まあまあこちらの用地のことは再三やっぱり言ったりしないと、それは事業計画ですからそれぞれ企業が考えていろいろやるわけですけど、ブッシュもしないと忘れられていくようなものもあると思いますので、その点はきちっと申し入れを続けていくっていうことが大事だと思うんです。

そのこととあわせて、今回、先ほど言いましたように液晶をつくっている、いわゆるカーナビなんかの小型液晶をつくっておるのがこの工場、余部の工場でありますけど、全体では2,600人だそうですが、この地域で1,200人、いわゆる撤退計画があるわけですけども、そのうちモバイル関係工場が400人余り、それからT F P Dで500人余りとか言われているんですけども、いずれもこれらはカーナビなんかをつくつとると、こういうことでありますが、モバイルのほうは1月閉鎖、T F P Dは12月末をめどに生産中止と、こういうふうに発表したんやね。その中で九百何人がいろいろ、路頭に迷う人もあるかもしれませんが、一応は何らかのことが行われとるようですけども、先ほど言いましたように結局構造改革がどんどん進んで規制緩和も進んで、アメリカ発の金融経済危機が結局は日本の社会と経済に深刻な打撃を与えてきてるということとあわせて雇用破壊と中小企業がそれに巻き込まれて倒産をするとか、そういうことで多くの企業が一定の終息をしたりするところが周りにも影響を大きく与えるということなので、こういう生産中止とか工場閉鎖が一方的に発表されて、そこで働く従業員を初め下請関連の不安が増大すると、こういう状況ですから、基本的には法令を守るとのことと、個人とか事業主の事情とか希望を尊重して、納得と合意に基づいてこれらが行われるというのは基本だと思うん

ですね。それらのことについても雇用、先ほど経済建設部長が言ったように、この緊急経済対策というのは、委託や何かで委託に出して、そこで一時的に雇用するというのは、このばらまきのやつやから、前にばらまき言うて批判しましたけど、そのことじゃなくて、ここでこういう問題が起こったときには関係企業にやっぱりきちんと申し入れて、しかるべき企業としての対処を求めるというのは、太子町もそうですし、姫路市もやるべきことだと思いますね。一番多いんですから、その関係して勤務したりする者が多いわけですから、当然太子町も申し入れするということが大事やと思うし、その姿勢が大事や思うんですけど、いかがですか。ほいで、太子町の関係者何名ぐらいと把握してるんですかね、これで。

○議長（熊谷直行） 町長。

○町長（首藤正弘） この東芝モバイル関係でございますが、太子町の関係者、ちょっと今正確な数字じゃないと思うんですが、200名弱だという、ちょっと記憶にあるんですが、そのように思っております。

いろいろな申し入れでございますが、やはり今企業のほうも厳しい、相当厳しいということもお聞きいたしておりますが、とりわけ東芝の企業におきまして今現在は景気といいますか、いい事業種といいますと原子力発電のアメリカでの受注、そうした大きなものが1点だけというようなことで、あと半導体等々もやはりなかなか難しい時期に来ているというようなことで、先ほどちょっと申し上げましたが、省エネ等々エコの関係でそうした電池関係、そうしたものがものがまたにわかには沸騰してきているというようなことで、シャープと三菱でしたか、合併会社というようなことも言われております。やはりそれぞれの、今の時点でのいい事業種、なかなか以前のブラウン管のような長寿の事業というとな難しいというようなことはいつも聞いておるんですが、いずれにしましても雇用面等々は確保しなければいけないところでございま

す。こうした面におきまして隣の姫路市さんとも連携を図りながら要望等も続けていきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 200名も関係するということから大きいですからね。全体では930人とか言われる、直接の従業員がね。ほいで、また関連企業があるわけですから、大きな形になるわけですから、姫路市とほんまに連携して、企業にやっぱり従業員の意向を十分踏まえて対応すると、こういうことを申し入れとくというのは関係自治体としては当然のことやと思いますので、その点強く求めておきたいと思います。

それから、どないなっとうかな、時間は。

（「13分」の声あり）

ふんふん、そう。ああ、そう、ないな。そしたら、また後聞く機会がありますので。

次に、庁舎用地の関係で質問しとるんですが、ここでも通告でも指摘しておりますように、これはもう東芝の家族アパート、あそこのとこなんですが、あきが出てもうほぼ入っておられないようですが、あそこを庁舎用地にしてはという声がやっぱりあるんです。私もこのことを聞きまして、当然のことかなあと思って、ここで今これは絶対やらなあかんとは言いませんけれども、ちょうどその人にも説明したのは、あそこはかつて町が文化会館周辺を公共施設ゾーンとして位置づけをしたと。そして、当時には1,000万円近くのお金を、財政をかけて市街地整備構想を、図面もまだあるはずで、その市街地整備構想図をつくって、こういう町をつくろうというのを町が標榜したんですね。そうした経緯があるという説明もいたしました。それで、そのとき文化会館との兼ね合いと、それから庁舎用地としても使って、公共施設として充実させるということで、今までには議会としてもこういうこと、大型のことで修正案を出すということはしたことがなかったんですけども、その当時にはここを公共施設ゾーンとし

て活用するようにと。といいますのは、駐車場等についても共用ができるということで修正案を出した経緯があるんですが、修正案は可決されずに原案が可決されて、結局福祉会館、これは今既に16億円をかけて福祉会館をつくったわけですが、駐車場で難渋する状況があると。それは、その後個人の土地を借りて駐車場は拡充をしたけれども、やはり今も歩道等に駐車をせざるを得ないような状況が福祉会館にあると。これは分散は私は今もお失敗だったと思うんです。やっぱり太子町のようにコンパクトにまとまった町域の町ですから、主な公共施設を集中させるという取り組みが合理的であったはずです。そういう点から今の、先に言いました用地問題でもっともやなあとと思うので私はあの土地の購入を決めてはどうかと、そういうふうと思うので、私も思いますし、住民のおっしゃることももっともやなあとと思うから、ここで町の見解を問いたいと。ただ、庁舎問題というのは町の財政問題と大きくかわることです。拙速は禁物でありますけれども、ここでの建てかえというのは至難なことというふうに思います。そういう点から、駐車場等の共有を含めて有効に活用できるところに用地を求めるというのは一策だと思いますので、町の基本的な考えをただしておきたいと思います。

○議長（熊谷直行） 町長。

○町長（首藤正弘） 私も、この庁舎につきましては本当に大きな課題であるなというふうに思っております。また、そこへもって佐用の今回の集中豪雨でのあつた水害等々を考えてみますと、安易にこれに取り組めるものでもないという思いがある中で、やはりしっかりと防災拠点も含めた庁舎建設を考えなければいけない。また、その根幹となる用地確保もしっかりやらないといけないと、このように思っておりますが、今おっしゃってます家族アパートの敷地につきましては、平成14年、新庁舎整備の基本構想において候補地の一つとして検討したところでございま

すが、今いみじくも議員おっしゃいましたように、ふるさと文化村の駐車場との併用というのはなかなか難しい、狭隘であるというようなことで、今のところあそこは断念というようなことで私は思っております。と申しますのも、家族アパートと、その北にまだ町が借りておりました駐車場があったんですね、それも含めて検討をしておりましたが、もう既に北の駐車場は建築会社を買収いたしましたして建屋が張りついております。今のところ家族アパートのみというところで町にも声がかかりましたが、なかなか今の財政状況の中、難しいと。また、建屋等々の解体も含めると相当な費用を投入しなければならないというところで難しいというふうに判断したところでございますが、いずれにしてもそうした用地はしっかりと将来を見通して考えていきたいと思っております。しかし、ここの用地ももう既に決まりつつあるのではないかなという情報も入ってきております。やはり今後ともいろいろな面から広く検討をしていきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 いや、今ちょっと町長どない言うたんですか。この用地も決まりつつある。それ、どういうこと。いや、決まりつつあるというのは庁舎用地のこと言うたんですか。ええっ。

（町長首藤正弘「よそへ」の声あり）

ああ、あれがよそへという意味かいな。ああ、そら私の耳もね。そやけど、こういうふうに答弁聞いたら、用地も決まりつつある言うたら、どこでどない決めよんかいなということになりますやん。それで、私は何もこれ、住民が言うのももっともやな言うて私が説明したという言うたように、実際にはあれ以外、あれ以上のところを求めようと思ったら、農協がいろいろやってそこの矢田部へ行きましたやろ。結局はクボタさん、クボタの、クボタかいな、柳原さんのところへ入ろうというようなことで、あの辺をというて物

色を最初したんですね。そやけども、うまく話がまとまらんと、結局は阿曽のほうの話もあったりして矢田部の、太子町の端っこへ行ったわけやけど。そやけども、ここはほんまにたまたま駐車場の、もちろんすべて購入した駐車場でないけれども、全体的には活用していいところではないかと。もちろん北側の用地がもう既に売却されてそうなのということも踏まえて、今ああいう用地を押さえておかないと後に、結局は建物建てるということは借金を重ねるということですから、用地を確保するっていうことのほうが今大事なんじゃないかなと。別な経費を今かけて防災拠点とかなんとかつくれと私は言うてません。いろいろ検討した結果でないといけませんから。ただ、あの用地は文化村構想、シビックゾーン構想にも合致するところであり、太子町のように狭隘な面積の中でコンパクトにまとまるところとしてはああいうところしかないんじゃないかなあと私は思うんです。それらのことを含めて、今決まろうとしとんなら話を、どの程度で、どのぐらいで、どうなるんかわかりません、人の土地やから。そんなわからんけれども、そんな話が決まろうとしとんならどの程度で購入可能なんかによってほんまに考え、土地ですからね、土地の利用は後にできるわけですから、土地を求めておいたらいいんじゃないかということでこの質問をいたしました。一度やっぱどの程度でどういうことになりよんか。ほいで、入手に渡ったら次は高くなるか、もう全くあっこは利用できなくなると、しもたことしたということにならんではないと思うんで、その辺は慎重にまた調査をした上で対応する必要があるんじゃないかと思いたすので、その点また後の質疑でもできると思いたすけども、その点はどうですか。あっこはあかんという根拠は。共用ができない、ただ北側の土地だけが狭いというようなことであっこはあかんということでは私はないと思うんですけど。その辺はどんなですかね。私も聞いて皆さんには説明、何人か複数の人が言

うとんで説明もせんなん思とんですわ。いかがですか。

○議長（熊谷直行） 町長。

○町長（首藤正弘） 私自身は、あの家族アパートの北側の駐車場も含めて購入できるんならばということで東芝のほうにもかけ合ったこともございます。しかし、そのときにはもう既にバブルもはじけ、町財政も厳しくなっていく中で、あの位置を、あの場所を、用地を購入したからあそこに庁舎が建てられるかということ、これもまだ狭隘であるなというような思いもし、今あの家族アパートだけをという考えは持っていないところでございますが、これも安価であればということも考えられようと思いますが、しかし相当の用地価格が提示されてるんじゃないかという思いがしますが、一度、今どのような現状になってるか、そういうところは確認をとりたいと、このように思います。

以上です。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 ぜひそういう、よく調査をして、必要な対応なら必要な対応をすると。建物は私は今建てるのには反対ですけども、必要とする用地を確保することについてはまた必要な対応があつてしかるべきと、このように思いますので、よく調査の上対応を求めたいと思います。

それから、5番目の契約等の改善についてであります。この給食センターの改修工事ではやはり予算の事前議決の原則を無視して随意契約が問題になったわけでありまして、しかも高値による契約になっておりまして、最少の経費で最大の効果を上げるという、効果を求めるという行政執行に逆行をします。やはり一層の改善が私は必要だと思うんですが、その点と、原則として小規模工事以外では随意契約あるいは指名競争入札をやめて、条件を付さない一般競争入札の実施に切りかえるべきだと、このように思いますが、これまでの取り組み等について、またこれからの方向について説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 随意契約が地方自治法の施行令に合致するものであるのであれば、それはそれで問題はなかろうかと思っております。そうした中で、指名競争入札に付する場合、また見積書を徴して競争させる場合、いろんなケースがございますが、桜井議員がおっしゃるように当然改めるべきところは改めるという一層の改善が必要であろうかと考えております。

町民からお預かりいたしました貴重な税金という意識を持ちまして、一般競争入札や指名競争入札、そして随意契約など、それぞれの利点を生かしながら、透明で公正な入札契約制度の適正な執行に努めてまいりたいと思います。

それとまた、職員の契約事務等そういったものに関しましての職員の資質の向上に向けても今後は努力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 実際に、さっきも随意契約が必要なもの言うてね、ありますか。これはもうこれ以外に考えられない、そしてまたこれしか、ここしかやっていないというようなものじゃないですか。だから、そこらを勘違いせずに対応してもらいたいと。ほいでまた、大きな工事とか契約じゃないですわね、法令等に基づいても。だから、それらのことはきちっと整理しておかないと、法令等に合致する場合は別として言うて、それはそういう言い逃れはしたらあかんと思うんや。随意契約は極力やめると。もう、だから私も万やむを得ない場合以外はというて断って、何も認めないということじゃありませんよ。しかし、やむを得ない場合以外は、やむを得ない場合は別として、すべてのことは透明性、公平性を確保する一般競争入札にすべきやと、ということで、どうしたらいいのかを毎度考えないといけない。イタチごっこいいますけれども、この給食センターの場合も、先

ほども質疑がありましたが、こういう相見積もりによって結局は、これすべてが所長の責任かのように言うてますけども、これまでに相見積もりをとる上で6社とか3社とか、こういうところをとってきちっとせえよと言うて、きちっとせえよと言うたかどうかは知りませんけども、そういう場合はこうするんで、ほいで協議をしてここへ私は判断したというて所長言うとうわけやね。だから、全体的には所長、栗川君一人の責任にすりかえてはいけないと。決裁をしてきたわけですから、その点ははっきりさせていただいておかないと思います。配線工事等については99.6%でしょう。ほれから、床工事等については99.4%でしょう。

○議長（熊谷直行） 桜井さん、あと2分ですから、もうまとめて。もう1分。もう整理して。

○桜井公晴議員 ふん。まあ99.4%でしょう。それから、揖保線、これも。何でこなくなるんかという疑問がわいてくるのは、99%が二工区、98.15%が三工区でしょ。おまけに最低制限価格を公表して高値ですからね。もうだれかがこういうふうにしなさいと類推しない、類推ということよう言いましたけども、類推しなさいと言わんばかりに、100でとりなさいと言わんばかりのこれ入札ですよ。だから改善せなあかんと、そこにあるんです。町のことで山陽の前田さんがこの下へ来て、安く競争したい言う者ははじいとんがなというてごつつう言ったたつたですわ。僕もそうやと思うんですよ。やはり競争が大事やと思うんで、そういうことによって無駄遣いを省いていくべきやと。それと、昨日の議決について、全体について、町の議会の、このことについて町はどう受けとめとるか、この際説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 町の議決といいますか、今おっしゃいますのは地方自治法でございます議決権を侵してるのではないかというご趣旨ではないかと思います。

先ほど来教育委員会のほうから説明がありましたように、そういったことを誤った方向で発注してしまったということは認めておりますといいますが、申しわけないということで陳謝申し上げているところでございます。

議員のおっしゃる、いわゆる一般競争入札ですべきであるとか、あるいは随契についてのいろんな、少額のみにするべきであるというご意見ではございますが、もちろんそういったこともございますが、随意契約も一つの地方自治法の施行令で例外的ではございますが認められたものでございますので、どこの市役所においてもそういったことを、いわゆる厳しくですが、取り扱っているところでございますので、すべてを一般競争入札にするというのは、これは難しいのではないかと思いますし、また一般競争入札ということになれば制限、今は制限つきをしておりますが、従来から言ってます、やはり太子町で税金を納めておられる業者のことも考えますと、ある程度のことを考えなければいけないのではないかというのを私もいつも考えているところでございます。したがって、議員がおっしゃる一般競争入札というところで執行するということは、すべてをそういうことにしていくということは非常に難しいのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 答えないけれども、後また今度総括で同じこと言います。そのことに触れておきます。終わります。

○議長（熊谷直行） 以上で桜井公晴議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

~~~~~

日程第2 請願第4号 自主共済制度を
保険業法の適用除外とすること
を求める請願

日程第3 請願第5号 中小業者の自家
労賃を必要経費として認める
ことを求める請願

○議長（熊谷直行） 日程第2、請願第4号
自主共済制度を保険業法の適用除外とすること
を求める請願及び日程第3、請願第5号中
小業者の自家労賃を必要経費として認めるこ
とを求める請願を一括議題とします。

ただいま上程中の請願第4号及び請願第5
号は、会議規則第92条第1項の規定により、
お手許に配付いたしました請願付託表のとおり
総務常任委員会に審査を付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は9月8日午前10時から再開し
ます。

本日はこれで散会します。

（散会 午後3時44分）